

平成30年第2回能登町議会3月定例会議 会議日程表

3月6日から3月15日（10日間）

日 程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	3 月 6 日	火	午前10時00分	本会議	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	3 月 7 日	水		委員会	
第 3 日	3 月 8 日	木		委員会	
第 4 日	3 月 9 日	金		休 会	
第 5 日	3 月 10 日	土		休 日	
第 6 日	3 月 11 日	日		休 日	
第 7 日	3 月 12 日	月		休 会	
第 8 日	3 月 13 日	火	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 9 日	3 月 14 日	水	午後 2時00分	本会議	一 般 質 問
第 10 日	3 月 15 日	木	午後 2時00分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開会（午前１０時００分）

開 議

議長（向峠茂人）

ただいまから、平成３０年第２回能登町議会３月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、１４人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本３月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から３月１５日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（向峠茂人）

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、

２番 田端 雄市 君、

３番 金七 祐太郎 君を

指名いたします。

諸般の報告

議長（向峠茂人）

日程第２、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に、町長より別冊配付のとおり、議案４８件が提出されております。

次に、監査委員から平成２９年１１月分、１２月分、平成３０年１月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（向峠茂人）

日程第3、議案第2号「平成30年度能登町一般会計予算」から、日程第50、議案第49号「請負契約の締結について（平成29年度学校施設環境改善交付金事業能登町内浦第二体育館 防災対策工事（建築）」までの48件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（向峠茂人）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂 君

町長（持木一茂）

本日ここに、平成30年第2回能登町議会3月定例会議の開会にあたり、議員各位には日頃から町政運営に御理解、御支援賜り、心から感謝申し上げます。

平成30年度の当初予算案をはじめ、諸議案のご審議をお願いするにあたり、私の所信の一端と主要施策等の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

2018年は、明治元年から150年を迎える年であり、政府は平成30年を節目として、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくために、地方公共団体や民間企業と共に、様々な関連施策を実施しております。

近代国家としての第一歩を踏み出した明治期は、政治、産業、教育など、多岐にわたって近代化への取組が行われ、国の基本的な形が築き上げられていきました。

また、明治維新、大正デモクラシー、戦後の復興や高度経済成長など、この150年間は、大きな社会的変化を何度も経験しながら、国、そして地方が発展して参りました。

現代は「グローバル化」や「人工知能」、「モノのインターネット」など、まさに社会的大きな変化の中にあり、「温故知新」の精神で、先人の知恵や精神に学びながら、新しい能登町の町づくりにつなげていかなければならないと考えております。

この大きな社会的変化の中で、福祉、防災、教育など、町づくりにもっとも影響を与える変化は、「人口減少」であり、少子高齢化による「人口構造の変化」であります。

人口減少対策については、「能登町創生総合戦略」をもとに取組を進めていますが、常に成果を検証しながら、次のステップへと進めていきたいと考えております。

また、町の賑わいを創出する交流人口の拡大については、観光交流センター「イカの駅」を中心とした九十九湾周辺の整備のほか、秋吉地区で受け継がれてきたアマメハギが「来訪神～仮面・仮装の神々～」としてユネスコ世界無形文化遺産への登録が見込まれております。登録されますと「奥能登のあえのこと」を含めて二つの世界無形文化遺産を有する町となり、能登町の強みであります先人から受け継いできた伝統文化がより一層輝きを増し、世界的にも注目を集めるのではないかと期待もしております。

一方、明治22年の町村制施行時に元々、1町12村であった能登町内の町村が、昭和、平成の大合併を経て一つの自治体となり、13年が経過いたしました。今後の町政推進の礎となります新庁舎については、今後本格的に工事が進捗いたします。新庁舎が、町民の交流の場や安全・安心の拠り所となるとともに、まちのシンボルとして、末永く町民に愛される庁舎となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

平成30年度は、将来のまちづくりの礎として、これまでの13年間で積み重ねてきたものが形となっていく一年になります。先人が守り続けてきた文化や、町がこれまで進めてきた施策をしっかりと未来へつなげていきたいと考えております。

本町の財政状況ではありますが、これまでの集中改革プランや職員の定員適正化計画の実施による経常経費の削減に加え、計画的な繰上償還の実施により、公債費や町債残高の縮減を図り、財政指標については、一定の改善の効果を上げております。

しかしながら、歳出面では、今後は人口減少問題対策費や高齢者増による社会保障関係経費の増加をはじめ、近年の大型プロジェクト実施による公債費の増加が予想される事、そして歳入面では、依然、地方交付税などの依存財源に頼る体質であり、財政力を示す指標は低水準で推移しております。

平成30年度の予算編成にあたりましては第2次総合計画に掲げました「町民が自信と誇りが持てる町づくり」を目指し、観光交流人口の拡大や定住促進施策の充実、一次産業の活性化等、能登町創生をさらに推し進めるべく編成いたしました。

それでは、平成30年度の主な取り組みについて、第2次総合計画の施策の大綱に沿ってご説明いたします。

はじめに、第1の施策の大綱、「自然環境との絆を大切にしたまちづくり」についてであります。これは、環境教育の普及と実践を通して、世界農業遺産で

ある「能登の里山里海」を保全し、次代へと継承する取り組みと、再生 エネルギーやリサイクルを積極的に推進し、循環型社会の構築を目指すものです。この施策として、「世界農業遺産推進事業」では、世界農業遺産活用実行委員会や能登G I A H S（ジアス）推進協議会への負担金を計上し、「環境にやさしい町づくり推進事業」では、引き続き木質バイオマスストーブや住宅用太陽光発電システムの普及を促進します。

次に、第2の施策の大綱、「誰もが住みよいと感じる地域が一体となったまちづくり」についてであります。地域の特色を生かしたまちづくりを推進するための施策として、「道路整備費」では、社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業を継続して計上しております。また橋梁・トンネルについても、計画的に点検を実施し、メンテナンスを進めます。

「街路整備」では、引き続き「駅山手線街路整備事業」を計上し、市街地の回遊性向上を図ります。

「小木地区都市再生整備計画事業」では、道路改良のほか、観光交流施設や地域交流センターを整備し、小木地区の都市環境整備を図ります。

「のと里山空港利用促進事業」では、町民向けの利用促進事業において、羽田空港での乗継助成を引き続き実施し、搭乗率向上を図ります。

「非常備消防費」では、消防団員報酬の見直しを図ったほか、消防団員の準中型免許取得への助成等を実施し、消防団員確保対策を強化いたします。

「防災総務費」では、地域の防災力を高めるために、引き続き防災士や自主防災組織の育成に努め、防災体制の強化を図ります。

次に、第3の施策の大綱、「地域の魅力を生かしたしごとづくり」は、一次産業や商工業、観光を推進し、地域の活性化としごとづくりにつなげるものであります。

この施策として、「能登町ふれあい公社出資金」では、ブルーベリー事業の更なる振興に向けて、株式会社能登町ふれあい公社が柳田食産株式会社の事業を継承するために必要な資金を出資いたします。合わせて「ブルーベリー振興対策事業」において、農林産物総合センターの老朽化した設備を更新します。

「農地保全対策支援事業」では、対象となる農業用機械を拡充するとともに、認定新規就農者等への助成率を拡充することで、農地の保全と担い手確保を図ります。

「農山漁村振興交付金事業」では、農家民宿が旅行者のニーズに応える施設整備に対して助成をし、農家民宿の高齢化による減少を防ぎます。

「県営ほ場整備事業」については、継続4地区の負担金を増額計上するほか、新規2地区について、採択関連経費を計上しております。

水産業振興対策として「漁船特殊保険加入支援事業」、「大和堆漁場保全緊急

対策事業」及び「イカ釣り船団応援事業」では、ミサイル問題や違法操業により危機的状況にある中型イカ釣り船団を支援するもので、特殊保険加入への助成及び陳情等にかかる経費の補助並びに、ガバメント・クラウド・ファンディングを活用して、船団に対して能登町産米や船凍イカ専用箱の支援を実施いたします。

「観光物産模型制作事業」では、寒ぶりと寒ぶり料理の模型を制作し、のと里山空港荷物受取所のターンテーブルにおいて、町特産品のPRを実施します。

「民間宿泊施設魅力向上支援事業」では、民間宿泊施設の設備投資に対して助成をすることで、多様化する観光客ニーズに対応いたします。

「観光施設管理費」では、九十九湾で運行を予定しています遊覧船を整備するほか、国民宿舎「うしつ荘」及び「やなぎだ荘」の一部を洋室化し、宿泊客のニーズに応えます。

次に、第4の施策の大綱、「健康で心に豊かさを持てる人づくり」であります。健やかに暮らせる活力ある地域社会づくりにつなげるための施策として、

「障害者医療費助成事業」では、65歳以上の対象者の助成金について、町内医療機関に限り自動償還払いとし、窓口申請手続等を簡略化します。

「配食サービス運営事業」では、新たに1事業者が参入予定であり、1人暮らしや高齢者世帯など、必要な方に栄養バランスのとれた食事を提供いたします。

「学童保育事業」では、鵜川地区に「くぬぎ学童クラブ」を再開設し、児童の健全育成を図ります。

「公立認定こども園運営費」では、施設の改修等により子育て環境の充実を図るほか、子どもたちの安全確保のため、非常通報装置の更新を予算計上しております。

「母子保健推進事業」では、特定不妊治療の助成を、7回目以降については町単独で助成いたします。

「次世代育成支援対策事業」では、新たに産後ケア事業を実施するほか、ふるさと自慢料理レシピを制作し、食育を推進いたします。また、赤ちゃんステーションは、新たに小木支所・鵜川支所での設置を予定しています。

次に、第5の施策の大綱、「地域を通して共に学び、まちの未来を担う人づくり」についてであります。まちの未来を担う人づくりを進めるための施策として、「能登高等学校魅力化事業」では、これまでの支援に加えて、国の地域力創造アドバイザー制度を活用し、魅力化事業の充実を図るほか、引き続き鳳雛塾の運営を行います。

「海洋教育研究センター整備事業」では、金沢大学海洋生物資源コースの研究拠点として越坂地内に研究施設を整備するもので、海洋深層水を活用した養

殖技術の研究など新産業の育成や交流人口の拡大を期待しています。

「ドブネ収蔵庫整備事業」では、ドブネ3艘の搬入が完了しましたので、4月に仮オープンを行い、ドブネや操船具類の保存修理の様子が見学できるようになります。

「中谷家住宅保存活用事業」では、県指定文化財であります、黒川の「中谷家」の測量調査を実施いたします。

「アスリート強化支援事業」は、当町出身のオリンピック誕生を目指し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでの活躍が期待されるアスリートを引き続き支援するものです。

次に、第6の施策の大綱、「地域の絆を深め、住み続けたいくなるまちづくり」についてであります。安心して住み続けられるまちづくりを推進するための施策として、「定住促進事業」では、定住促進協議会において引き続き移住・定住の促進を図るほか、新年度からは若年層や家族層のUターン移住を促進する施策を進めます。

「(仮称)のと未来会議」では、まちづくりのプロジェクトを企画・実施するため、若者が集い、学びながら能登町の未来について語り合う場をつくります。

「集会所整備事業」では、内浦長尾地区において、新たに集会所を整備いたします。

次に、第7の施策の大綱、「わかりやすい行財政と情報の共有によって、つながるまちづくり」では、住民と行政の協働による、つながるまちづくりを推進するものです。その施策として、「新統合庁舎整備事業」及び「総合支所整備事業」において、庁舎建設工事の進捗を図り、平成31年度完成を目指します。

また、平成31年度から公金のコンビニ収納を実施するため、「奥能登広域圏事務組合負担金」に、システム改修にかかる所要経費を計上しております。

以上、ご説明いたしました平成30年度当初予算であります、議案第2号、一般会計が、前年度比

21.1パーセント増の178億7300万円

議案第3号から第9号、7特別会計の合計が、前年度比7.0パーセント減の69億4659万円、議案第10号から第11号、2事業会計の合計が、前年度比2.8パーセント増の44億2435万円、総合計は、10.2パーセント増の292億4394万円となっております。

新庁舎、総合支所や観光交流施設「イカの駅」、海洋教育研究センターの整備など、平成30年度は今後の能登町にとって非常に重要な節目の年であると認識しております。これらの大型事業につきましては、今後も様々な機会を通じて、町民や議会の皆様に情報をお示しし、ご意見をいただきながら進めていき

たいと考えております。

今後とも、町民の皆様とともに、住んで良かったと思える町づくりを進め、能登町発展のため、取り組みに邁進していく所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

それでは引き続き、本年度の補正予算の概要をご説明します。

議案第12号から21号までは、一般会計及び特別会計、事業会計予算の補正であります。

今回の補正は、本年の記録的な豪雪に伴う除雪費や、小学校大規模改造事業など国補正予算に伴う追加のほか、各款項にわたり「人件費の調整」をはじめ、「決算見込み」や「事業費の確定」による、予算の調整と財源調整を行い、繰越明許費と合わせ、今回補正予算として提案させていただきましたので宜しくお願いいたします。

それでは、補正予算を説明させていただきます。

議案第12号「平成29年度能登町一般会計補正予算（第6号）」は、2億5516万5000円を減額し、予算総額を164億4491万4000円とするものです。

歳出から説明いたします。

第1款「議会費」の121万8000円の減額は、人件費の調整であります。

第2款「総務費」は、3425万2000円の追加であります。

第1項「総務管理費」において、一般管理費では、人件費の調整のほか、事業費の確定による減額であります。

文書広報費では、広告料の減額に伴う財源の組替えを行っております。

財産管理費は、決算見込みによる減額であります。

基金管理費では、基金運用益の増により基金利子積立金を追加したほか、減債基金への積立金を追加しております。

企画費では、電気自動車の充電インフラ利用権利金確定による財源の組替えを行っております。

地方創生推進費、地域振興費、地域安全推進費、交通対策費、電子自治体推進費については、決算見込みによる減額であります。

有線放送費は、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額と、インターネット加入者増に伴う委託料の追加であります。

諸費は、決算見込みによる減額であります。また、空家対策推進事業においては、事業費の確定に伴い債務負担行為の変更を行っております。

新統合庁舎整備費及び総合支所整備費は、決算見込みによる減額であります。

第2項「徴税費」、第3項「戸籍住民基本台帳費」は、人件費の調整であります。

第4項「選挙費」は、人件費の調整と決算見込みによる事務費の減額のほか、石川県知事選挙費において、ポスター掲示場や投票所の除雪費を追加いたしました。

衆議院議員総選挙費は、事業費の確定による減額であります。

第5項「防災費」では、防災総務費において、先般の断水対応に伴う諸費用の追加を行ったほか、決算見込みによる減額を行っております。

防災施設費は、事業費の確定による減額であります。

第3款「民生費」は、4593万8000円の減額であります。

第1項「社会福祉費」において、社会福祉総務費は、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額であります。

社会福祉施設費では、寄付採納に伴い、老人福祉施設の備品購入費を追加しております。

障害者福祉費では、法改正に伴う障害者支援費システムの改修費を追加したほか、福祉タクシー利用助成事業を決算見込みにより減額しております。

また、障害者自立支援給付事業において、実績を見込み給付費を追加しております。

介護保険費では、介護保険特別会計への繰出金の減額を行ったほか、スプリンクラー整備支援事業において、事業取りやめにより減額しております。

また、国民健康保険特別会計への繰出金の追加を行ったほか、後期高齢者医療費では、決算見込みによる調整のほか、後期高齢者医療広域連合負担金を追加し、後期高齢者医療特別会計への繰出金は、減額を行っております。

第2項「児童福祉費」は、人件費の調整や決算見込みによる減額のほか、学童保育事業及び私立認定こども園運営費における過年度国庫補助金の清算金を追加いたしました。

第4款「衛生費」は、1628万5000円の減額であります。

第1項「保健衛生費」において、人件費の調整や決算見込みによる減額と組替えを行ったほか、がん検診事業における過年度国庫補助金の清算金を追加しております。また、環境衛生費において、実績に伴い墓地公園管理基金への積立金を追加したほか、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金を減額し、病院事業では、負担金を追加し、補助金を減額しております。

第2項「清掃費」は、人件費の調整や決算見込みによる減額であります。

第3項「水道費」においては、補助金及び出資金について組替えを行い、確定により減額しております。

第5款「労働費」は、雇用促進助成金の決算見込みにより、390万円の減額であります。

第6款「農林水産業費」は、2872万4000円の減額であります。

第1項「農業費」において、農業委員会費、農業総務費は、人件費の調整のほか、決算見込みによる組替えと減額であります。

農業振興費では、決算見込みによる減額のほか、農業振興対策事業において、国の補正予算に伴い新たに「担い手確保・経営強化支援事業」を追加したほか、農地中間管理事業において、農地集積に伴う交付金を追加いたしました。

農地費では、事業費の確定による減額を行ったほか、県営ほ場整備事業においては、国の補正予算に伴う事業費の追加であります。

そのほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額を行っております。

第2項「林業費」は、事業費の確定による減額であります。

第3項「水産業費」では、漁業集落排水事業特別会計への繰出金の減額のほか、漁港建設費において、事業費の確定による減額であります。

第7款「商工費」は、167万9000円の減額であります。

人件費の調整と決算見込みによる減額のほか、商工業振興対策事業において、県産業創出支援機構利子補給事業の事業費確定による追加を行い、観光振興対策事業において、観光振興宿泊補助金及びレンタカー利用誘客助成事業の実績を見込み追加いたしました。

第8款「土木費」は、7188万6000円の減額であります。

第1項「土木管理費」は、人件費の調整のほか、事務費の確定を見込み減額しております。

第2項「道路橋りょう費」は、除雪対策事業において、本年の記録的な豪雪に伴い除雪業務費を追加したほか、県営道路整備事業において、事業費確定による追加を行っております。

第3項「河川費」では、梅ノ木地区の急傾斜地崩壊対策事業において事業費を追加したほか、県営急傾斜地崩壊対策事業は、事業費の確定により減額しております。

第4項「港湾費」では、県営港湾改修負担金の確定による減額を行いました。

第5項「都市計画費」では、事業費確定による減額と組替えを行っております。

公共下水道事業特別会計への繰出金は、減額であります。

第6項「住宅費」は、住宅総務費において、人件費の調整のほか、事業費の確定による減額を行い、住宅建設費では、前年度の国庫補助金前倒し交付による財源調整と、梅ノ木団地造成工事の減額など、事業費の確定による減額を行っております。

第9款「消防費」は、1752万7000円の減額であります。

常備消防費は、奥能登広域圏事務組合負担金及び消防庁舎建設事業において、決算見込みによる減額を行いました。

非常備消防費では、決算を見込み団員出動の諸経費を追加したほか、事務費を減額しております。消防施設費は、決算見込みによる減額であります。

第10款「教育費」は、7466万円の減額であります。

第1項「教育総務費」では、人件費の調整と各事業の決算を見込み減額と調整を行ったほか、育英事業費において、奨学資金償還金の実績により基金積立金を追加いたしました。

第2項「小学校費」は、小学校管理費において人件費の調整を行い、小学校一般管理費及び小学校教育振興費は決算見込みによる減額であります。

また、国補正予算の内示を受けまして、新たに宇出津小学校の大規模改造事業を追加いたしました。内容は、普通教室の空調整備であります。

第3項「中学校費」においても、人件費の調整のほか、事業費確定見込みにより減額を行っております。

第4項「社会教育費」では、事業費の確定見込みによる減額と組替えを行ったほか、松波城址整備事業において、発掘作業業務を追加いたしました。

第5項「保健体育費」、第6項「学校給食費」は、事業費の確定見込みによる減額であります。

第11款「災害復旧費」は2760万円の減額であります。

第1項「農林水産施設災害復旧費」及び第2項「公共土木施設災害復旧費」において、事業費の確定により減額を行いました。

第12款「公債費」は、住宅管理費の減額による住宅使用料の充当財源の調整であります。

以上、この財源として

第1款「町税」、

第2款「地方譲与税」、

第3款「利子割交付金」、

第7款「自動車取得税交付金」、

第11款「分担金及び負担金」、

第12款「使用料及び手数料」、

第15款「財産収入」、

第16款「寄附金」、

第19款「諸収入」

を追加し、

第4款「配当割交付金」、

第6款「地方消費税交付金」、

第13款「国庫支出金」、

第14款「県支出金」

第17款「繰入金」、

第20款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第13号は「平成29年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」です。

保険事業勘定で、1億2083万6000円を減額し、予算総額を、29億8865万2000円とし、直営診療施設勘定では、41万6000円を減額し、予算総額を、602万7000円とするものであります。

歳出では、保険事業勘定で、人件費や決算を見込んで各事業の減額と財源調整を行っております。

また、直営診療施設勘定においても、決算を見込み、減額と財源調整を行っております。

この財源として、保険事業勘定では、

「療養給付費等交付金」

「諸収入」

を追加し、

「国民健康保険税」

「国庫支出金」

「前期高齢者交付金」

「県支出金」

「共同事業交付金」

「財産収入」

「繰入金」を減額し、直営診療施設勘定では、

「繰入金」を追加し、

「診療収入」

「使用料及び手数料」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第14号「平成29年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、

1583万2000円を追加し、予算総額を3億598万5000円とするものです。

その内容は、決算を見込み、人件費を減額したほか、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金及び還付加算金を増額するものです。

この財源として、「後期高齢者医療保険料」「諸収入」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第15号は「平成29年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」です。

保険事業勘定において、２億７２２１万７０００円を減額し、予算総額を２億６９９６万４０００円とし、サービス事業勘定では、９４９万６０００円を減額し、予算総額を２２１万４０００円とするものです。

その主な内容は、保険事業勘定において、人件費の調整をはじめ、基金積立金の追加及び介護予防ケアマネジメント事業費をサービス事業勘定から組替えたほか、保険給付費、地域支援事業費を実績見込みにより減額するものです。

サービス事業勘定は、居宅介護予防サービス計画事業の保険事業勘定への組替えのほか、小木生きがいデイサービスセンター事業費の減額であります。

この財源として、保険事業勘定では、

「財産収入」

「諸収入」

を追加し、

「国庫支出金」

「支払基金交付金」

「県支出金」

「繰入金」を減額して収支の均衡を図り、サービス事業勘定では、

「繰入金」を追加し、

「サービス収入」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第１６号「平成２９年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」は、８０１万１０００円を減額し、予算総額を６億３１６１万２０００円とするものです。

人件費の調整及び事業費の確定見込みによる減額であります。

財源は、

「繰入金」

「諸収入」

「町債」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第１７号「平成２９年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」は、

８２９万２０００円を減額し、予算総額を４億１９５０万２０００円とするものです。

その内容は、事業費の確定を見込んだ減額と県支出金の追加交付による財源調整であります。

財源として、

「県支出金」

「諸収入」

を追加し、

「使用料及び手数料」

「繰入金」

「町債」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第 18 号「平成 29 年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、

6 2 万 6 0 0 0 円を減額し、予算総額を 4 3 8 9 万 2 0 0 0 円とするものです。

内容は、人件費の調整のほか、地方債利子確定による公債費の減額であります。

財源は、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第 19 号「平成 29 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、9 2 万 8 0 0 0 円を減額し、予算総額を 8 9 2 5 万円とするものです。

内容は、人件費の調整のほか、事業費の確定を見込んだ減額であります。

財源は、「繰入金」「町債」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第 20 号「平成 29 年度能登町水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、

収益的支出において、1 2 2 万 6 0 0 0 円を減額し、総額を 7 億 1 4 6 3 万円とするものです。内容は、人件費の調整や事業費の確定による減額及び組替えを行ったほか、記録的な寒波による断水対応にかかる諸費用を追加いたしました。

収益的収入は、加入金と雑収益を増額し、水道料金及び他会計補助金を減額しております。

資本的支出では、建設改良費の確定による減額と組替えを行い、資本的収入では、補助金、企業債、出資金を減額しております。

議案第 21 号「平成 29 年度能登町病院事業会計補正予算（第 2 号）」は、

収益的支出で、3 2 1 4 万 5 0 0 0 円を追加し、総額を 2 6 億 3 8 7 9 万 5 0 0 0 円とするものです。

内容は、医業費用において、人件費の調整及び退職手当組合負担金を追加し、医業外費用において、企業債利息及び医師確保経費を減額いたしました。

収益的収入は、入院収益及び他会計補助金を減額し、他会計負担金を追加しております。

資本的収入では、一般会計補助金を減額し、国民健康保険特別会計負担金、県補助金、企業債を追加しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第 22 号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」は、平成 32 年 1 月 1 日に開庁予定の、新庁舎に向けた組織体制や職員の人員配置を

段階的に行うにあたり、平成30年4月1日をもって「町民課」と「環境対策課」を統合し「住民課」、平成31年4月1日をもって「監理課」を廃止し、「総務課」と「企画財政課」に分離統合、平成32年1月1日をもって「広報情報推進課」を廃止し、「総務課」に統合、「建設課」と「上下水道課」を統合し、「建設水道課」とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号「能登町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、平成32年1月1日をもって「建設課」と「上下水道課」を統合するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「能登町総合支所設置条例の制定について」は、平成32年1月1日に開所する、「柳田総合支所」「内浦総合支所」の設置に伴う条例を制定するものであります。

次に、議案第25号「能登町消防団条例の一部を改正する条例について」は、処遇改善を図るため、消防団員の報酬及び費用弁償の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「能登町附属機関に関する条例の一部を改正する条例について」は、教育委員会部局の附属機関において設置根拠、委員の身分など内容の見直しを行ったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」は、小間生地区に地域コミュニティセンター整備事業として建設した施設に、小間生公民館機能を移転させるため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号「能登町体育施設条例の一部を改正する条例について」は、今後の利用見込みのない施設を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号「能登内浦のドブネ収蔵庫条例の制定について」は、重要有形民俗文化財であります、能登内浦のドブネ収蔵庫の設置に伴う条例を制定するものであります。

次に、議案第30号「能登町真脇遺跡縄文館条例の一部を改正する条例について」は、能登内浦のドブネ収蔵庫の入館料と共通にすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号「能登町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について」は、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除ができなくなったことから、当該条例を廃止するものであります。

次に、議案第32号「能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成

及び活性化に関する法律」が、平成29年7月に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税率等の改定について能登町国民健康保険運営協議会からの答申を受け、医療給付費分の所得割、平等割及び均等割、後期高齢者支援分の均等割並びに介護給付費分の所得割及び均等割をそれぞれ引き上げ、また平成30年度からは各資産割を廃止し、国民健康保険税の課税限度額及び軽減所得を改正するものであります。

次に、議案第34号「能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、平成30年1月18日に、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号「能登町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、平成30年1月18日に、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第36号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、能登町介護保険事業計画等策定委員会により策定された第7期能登町介護保険事業計画に伴い、第1号被保険者の保険料額及び所得の少ない減額賦課対象である第1号被保険者の保険料額を改正及び介護保険法の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第38号「能登町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、平成30年1月18日に、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 39 号「能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」は、平成 30 年度から、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村に移譲されることにより制定するものであります。

議案第 40 号「能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、高齢者医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 41 号「能登町農林水産物加工開発センター条例の一部を改正する条例について」は、施設使用料収入が減少しており、平成 30 年度より再度指定管理をするにあたり、料金収入の増につなげ、指定管理料の増加傾向に歯止めをかけるための改正を行うものであります。

議案第 42 号「能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について」は、料金の表示を実費という表記から、金額表示に変更することで、利用者にわかりやすい料金体系とし、利用者の増を図るものであります。

議案第 43 号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」は、宿泊施設の料金体系の表示を詳細にすることで利用者の利便性を図り、利用者の増を図るものであります。また、その他観光施設の管理の見直しにより、パットゴルフやコインロッカーなどの施設の廃止に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 44 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」及び議案第 45 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」ですが、策定につきましては、「宮地地区、鶴町地区」の 2 辺地において、平成 29 年度から平成 31 年度までの期間中に辺地対策事業債を充当する予定の事業がありますので、新たに総合整備計画を策定するものであります。

また、変更につきましては、すでに議決されております辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち「十郎原・黒川辺地及び当目辺地」の 2 辺地において、町道整備、林道整備に辺地対策事業債を充当したく、計画の変更を行うものであります。

策定及び変更のいずれについても、石川県との協議が終わりましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 46 号「公の施設の指定管理者の指定について」は、能登町農林産物総合センターの指定管理者の指定であります。

この施設の管理運営につきまして長年に渡りブルーベリー普及業務を担い、

各ブルーベリー栽培農家の事情を熟知しており農家との信頼関係も構築されていることから、株式会社 能登町ふれあい公社を指定管理者にしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号「町道路線の認定について」及び議案第48号「町道路線の変更について」ですが、議案第47号は、町民の利用頻度が高い、小間生地内の2路線及び宇出津地内1路線の3路線を認定し、町道として管理するもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第48号は、宇出津地内1路線につきまして、道路改良工事により起点と終点を変更とするものであり、松波地内1路線につきましては、起点の変更をするもので、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第49号「請負契約の締結について（平成29年度 学校施設環境改善交付金事業能登町内浦第二体育館 防災対策工事（建築）」ですが、去る12月6日付けで請負契約を締結したところですが、設計変更に伴い契約金額の変更をいたしたく、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、本定例会議に提出いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜わりますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

何卒よろしくお願い致します。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（向峠茂人）

日程第3議案第2号から、日程第50議案第49号までの48件についての質疑を行います。

質疑は、大綱的な内容でお願いいたします。質疑はありませんか。

13番 宮田勝三君。

13番（宮田勝三）

2点についてお伺いをさせていただきます。

収入なんです、19款5項2目違約金のところなんです、建設農林のほうに違約金があるわけなんですけれども、なぜこういうものがあるのか。皆さんご存じだと思うんですけれども、もう数年たっておりますので、当初の件数、件数にわたって延滞金が発生しているわけなんです、総額で幾らぐらいあったのか。もうかなり時がたっておりますので、いつごろまでこれが発生するというか出てくるのかなということをまず一つ聞かせていただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

それでは、宮田議員のご質問にお答えしたいと思います。

違約金の農林水産業費違約金と土木費違約金があるわけでありますが、私のほうからは農林水産業の違約金のほうでご説明したいと思います。

平成19年から22年にかけて、県が奥能登地域におけまして発注した工事につきまして、平成23年10月に公正取引委員会から排除措置命令などの処分が行われております。県の違約金請求を受けた全ての業者から県に対して納付された違約金における町の負担金相当分と地元への返還額を計上いたしております。

違約金の納付は、平成25年から平成34年までの10年間で、件数は農林事業で23件、総額は5,747万4,480円です。国、県を除いた町、地元への返還金額は、10年間の分割であります。これは合計で1,385万810円ということになります。今年度、平成29年度で違約金の半分の692万5,405円が支払われたことになりまして、残り5年間の期間が残っておりますということでございます。

以上です。

議長（向峠茂人）

建設課長 小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

それでは、土木のほうの返還金についてご説明させていただきます。

返還の期間は平成25年から平成34年で、10年間は同じでございます。

契約件数につきましては、全体で55件でございます。

違約金の契約金額ですが５億５，３７９万１，０００円が最終契約の金額でございます。

違約金の調定といたしまして、４，４３０万３，２８０円が違約金の対象となっております。そこで町への返還でございますが、町に返還される金額ですが５９１万７４９円ということになっております。５年間で今までに返還された金額が４１１万６，２７７円で、残りが１７４万９，４７２円、あと５年間はその金額が返納されてくるということでございます。

以上です。

議長（向峠茂人）

１３番 宮田勝三君。

１３番（宮田勝三）

この件に関して一つだけ確認しておきたいんですが、１０年間、均等割の返済になっているのであれば、前年度よりも今年度は減額ということで、先払いというか完了したものはあるわけなんですか。

議長（向峠茂人）

建設課長 小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

ただいま追加でご質問がございました返納された全額返納があるのかということでございますが、全体で１４業者が土木のほうでありまして、今現在は残りが６業者で、８業者は５年間の間で返納がなされたというような状況でございます。

以上です。

議長（向峠茂人）

１３番 宮田勝三君。

１３番（宮田勝三）

私の理解不足なのかな。農林も建設も均等割でしたら１０年間、同じ金額が上がってくるように思ったんですが、ちょっと最後の言葉が聞き取りにくかったんですけども、違うんですか。

前年度より減額になっているから、要するにどこか前納されて終わったみたいな感じなのかなと。——わかりました。

最後の質問をさせていただきます。

道の駅プロジェクトの件ですが、新聞紙上でうちのほうにもこの組織が立ち上がったやに新聞報道されておりました。

五、六年前でしたか、委員会で高知県、土佐の森・救援隊というところを視察に行きました。私ども年に一度の視察の中でも本当にいい事案であったなということで、委員会一同、感心して、感動して帰ってきたわけなんです、すかさず1年後にこのプロジェクトが始まりました。大変喜んで、お伺いもさせていただいたし、あれなんです、ましてやうちらにも立ち上がった。すばらしい。

そこで、昨年度の予算を見ると90万あたりを見込んでいたのにもかかわらず、2カ所での組織が立ち上がったにもかかわらず、この地域通貨券に向けられる町からの持ち出し分が非常に金額がダウンをしているんですが、このあたり、なぜせつかくすばらしい、お願いする人も承った人も、ひいてはその中で活動することによって周囲の山林までも手が入っていないところまで手が入っていくんじゃないかというさまざまな利点があったやに思うんですけども、大変予算が少なく計上されていて寂しく思うんですが、それもましてや2カ所ということなんです、何が原因なのか、どういった状況なのか、一度聞かせていただければと思います。

済みません。ごめんなさい。木の駅プロジェクトです。済みません。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

それでは、説明させていただきます。

まず、木の駅プロジェクトで、まず2店舗が昨年の12月に宮犬に追加というふうになっております。

昨年までは予算は90万でございました。今年度は50万円という予算を計上させていただいておりますが、それにつきましては、まず実績のほうから申し上げますと、売り上げといいますか搬出量といいますか、それが26年度は124トン、それから27年度が162トン、28年度が55.3トン搬出されました。ことし、29年度なんです、5トンというような量になっております。

そういうことで、実行委員会のほうとしてもいろいろ協議をするわけですが、最初の出しやすいところはもう既に出してしまったということで、今後は奥のほうにあるといいますか、そういうものをどうして搬出するかということが課

題だなという問題が出ておりますが、予算を少し減らしたということは、少し実績も少なくなってきたというので一応50万円ということで見せていただいて、またもう少し搬出量がふえてくるものであれば、またふやしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（向峠茂人）

13番 宮田勝三君。

13番（宮田勝三）

大変寂しいですね。確かに手身近なものでないと採算がとれないというか、俗に木の駅プロジェクトのお話を聞きますと、健常者が2人で何とか晩酌程度云々という話も聞きまして、大変いいことだなと思ったんですが、手の届かない奥山になりますと大変機械力も要りますし、なかなか難しいことであろうかと思います。ひとつ検討してほしいんですが、機械力が必要になるということになれば組織としても大変でしょうから、これからの木の駅プロジェクトを成功させるために何が行政として支援をできるのか、当然機械のことも出てきますけれども、一緒になって検討の中へ入っていただきたいなということをお願いしておきたいと思うんです。

それと最後に一つ、勉強のために、この通貨券、私ども見たことないんですが、回ったのを。通貨券を出した人がいただく。町の補填分を合わせて5,800円なのか6,000円なのかいただく。当然、運送費はかかるから、6,000円がその組織へ入ったとしても運送費は引かれると思うんですが、大体組織に入って木を出した方に幾らくらいの通貨券が当たるのか。きょういろいろと考えながらいたんですが、例えば補填をしながら6,000円になった。しかしながら運送した人には必ず運送費がかかるから、組織の中では1トン当たり6,000円は本人には与えられないと思うんですね。

そういうことと、もう一つは、通貨券をあちこち使って回って歩くことが町の活性化につながるということで、大変いい方法なんですけれども、最終的に、あるお店の人が預かった。それで、もうここでお金にしようやといったときに行政のほうへ言ってくるのかなと。そのあたりも、どの程度言ってきてどのような処理にされているのか。わかったようなわからないところがあって、きっと生意気なことを言うんですけれども議員各位もちょっと理解に苦しむところがあるんじゃないかなと思いますので、そのあたりを一連の流れを聞いて終わりにさせていただきます。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

まず間伐材ですが、1トン当たり6,000円相当の能登小判と交換できるということになっております。地域通貨の能登小判の発行、流れについて説明したいと思います。

1番目に、まず木の駅に登録していただくということが1番目で、それから2番目として、その木材を計測してポストへ投函していただく。そして後日、その計測結果に応じまして地域通貨を発行いたします。受け取り場所は、農林水産課かおくのといちになります。能登小判で買い物していただいて、それが地域に流通するわけですが、能登小判の取扱店の方は、使用期限がそこに書いてありますので、それを過ぎましたら1カ月以内に農林水産課のほうで換金をお願いしたいというふうに思っております。

今、木の駅の登録者数は59名でございまして、地域通貨の取り扱い店舗数は49、それから地域通貨の発行枚数については26年から1,916枚ということで191万6,000両ということとなっております。

それでよろしいでしょうか。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑ありませんか。

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

当初予算の57ページをお願いします。

柳田食産のふれあい公社の譲り受けということで、公社に対する出資金が5,000万円、大きな金額ですので、町民の方も内容をよく知りたいと、こういうことだと思いますので、このスキームについて説明をお願いします。

議長（向峠茂人）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

ふれあい公社への出資金5,000万円についてご説明いたします。

まず出資金というのは、一般的に耳なれない町民の方もいらっしゃると思いますので、少し簡単に説明したいと思います。

町では、特定の法人とか組合に対しまして、その資本金とか基金等の一部を金銭その他の財産を出資しております。毎年、決算書で財産に関する調書でご報告もさせていただいております。ちなみに平成28年度の決算書では、有価証券で4法人に6,191万5,000円、それから出資金による権利としまして27法人、2億6,743万4,200円、計3億2,934万9,200円となっております。また、町が2分の1以上を出資している法人につきましては、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会にご報告させていただいております。

一般的に出資の目的としましては2つあると言われております。一つは事業を含む法人または組合に対する設立の助成または財政的な援助を目的とする場合。それともう一つは、出資金より株式等を保有する手段として投資することを目的とする場合。その2通りがあると言われております。

さて、今回の出資でありますけれども、旧柳田村から地域の特産品として取り組んでまいりましたブルーベリーの生産振興の継続を図ろうというものでございまして、これまでブルーベリーの生産農家の集荷の受け皿となってきました柳田食産株式会社は、その経営環境や事業規模から経営的に大変厳しい状況が続いておりました。

そういったことから、実は昨年5月より民間のコンサルタント会社に経営改善計画の策定を依頼してまいりました。そこで経営悪化の原因と対策を分析していただいた結果、3項目、8つの具体的な改善アクションプランをご提案いただいたところでございます。

これらアクションプランを確実に実施すれば経営改善が図られるということでもありますので、柳田食産株式会社独自では、なかなかこのアクションプランが実行が困難だろうということで、経営環境や事業規模から株式会社ふれあい公社が実施するには適当と判断いたしまして、柳田食産株式会社の事業資産の評価等を検討いたしまして、事業を移譲するために出資することとしたものでございます。

以上であります。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

かなり細かい説明なので、町民の方は聞いておってわかるかなという感じがしたので。私が聞きたいのは、まず柳田食産がふれあい公社に譲渡するというのは、民間の業者同士でやるんだから関係ないわけで、5,000万円という

出資金を町から町税を入れるということなので、柳田食産の整理はちゃんとした形でできているのかということを町民の方に知ってもらいたいと。

簡単に言えば、先にいただいた29年3月の貸借対照表では、負債のほうで4,200万負債になっていますよね。資本金が5,900万ありますよね。この5,900万をはっきり言ったらちゃらにして、5,000万円を入れることによって全部スタートができるという形になるんですかということを知りたいんです。

もう一回お願いします。

議長（向峠茂人）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

柳田食産株式会社のバランスシート、貸借対照表に基づいての質問かなと思います。

基本的には、柳田食産株式会社の株主の権利、義務につきましては、ここで私が申し上げるものではないというふうに認識しております。といいますのは、株式といいますのは会社を設立した時点で、要は株主が会社の所有者というふうになっております。その責任と義務をどういうふうに果たすかは、それは株主が判断すること。具体的には株主総会で判断することだろうというふうに思っております。

ただ、全体的なスキームで考えますと、柳田食産株式会社の資産を譲渡するに当たり、株式会社ふれあい公社が事業を継続するために必要な資産につきまして、どの程度か、あるいは継続が可能かどうかということを含めて、全体的に勘案しまして、その資産の価値を計算した結果、5,000万が適当だろうというふうに判断したということでございます。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

確かに柳田食産の中の出資金の話ですので、直接にどうせこうせいという話ではないけれども、それをふれあい公社が受けてやるのに当たっては、例えばの話、その出資金がどういう形になって、例えば極端に言ったら5,900万、全部戻しますよと。そして、ふれあい公社が受けますよという話と、そういう話と、そういう考え方と、全部捨てなさいよ、空にしていきなさいと。あ

とは全部受けるんだという話と、これは当然スキームが違ってきますよね。もし出資金を残してやるというんだったら5,000万要らないんじゃないかという話も出てくる。町からやらなくてもいいんじゃないか、勝手にやれよ、2人でという話になったらどうなんですか。もし出資金の話、株主総会でやる話なんだけれども、もし私は嫌だという人がおったら本当に成り立つのか、こういう話は。それを聞きたい。

議長（向峠茂人）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

田端議員のご質問は、柳田食産株式会社が株主が反対した場合どうなるかというご質問だろうと思います。柳田食産株式会社の役員等とも協議いたしまして、この事業譲渡については、基本的には株主総会ふれあい公社のほうへ事業譲渡をしようということになっております。

株主の権利がどういうふうに保護されるかということを聞きたいのかなと思うんですけれども、柳田食産の株主の権利、出資した権利がどう守られるのかということを聞きたいんだろうと思うんですけれども。

2番（田端雄市）

守られるかというか、責任をちゃんと果たして譲渡するのかと聞きたいんですね。

総務課長（赤阪浩幸）

責任をどう果たすかは、株主総会で株主が判断することということで認識しております。

2番（田端雄市）

そういうスキームがちゃんと合意されてこの話ができているのかということを知りたい。

総務課長（赤阪浩幸）

役員とは話をしておりますけれども、株主総会をまだ柳田食産は開いておりませんので、全体的な合意がされているかどうかということは承知しておりません。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

しっかり出資者がおいでたわけですから、その出資者が今こういう形になって利益が出せなくなったと。とってくださいよという話なんだから、ちゃんと自分の責任を、出資者の範囲で責任をとって譲渡するのは当たり前であって、出資者に例えば極端に言ったら出資金を戻しますよという、こういう決議になったら、そんなもん5,000万入れられんよ、町から。それは当然の話でしょう。責任があるんだから、みんな出資者、ここにおる人は。柳田の人に恨まれるかもわからんけれども、そうでしょう。だって自分らがやってきたことをちゃんとけつぬぐって、そして次の人が引き取ってもらう。そのために町は5,000万出しますよという話ならいいよ。そんなものが決まってなくて、そういう話はどうなんだということを聞きたいわけ。

ちゃんと結論が出てないということやから、そういう形で役員の方と話しして、こういう意見がありましたよと言ってください。

総務課長（赤阪浩幸）

わかりました。

2 番（田端雄市）

議長、続けていいですか。このまま。

議長（向峠茂人）

よろしいです。

2 番（田端雄市）

その件は、その話だけしっかり確認してください。

議長（向峠茂人）

はい。

2 番（田端雄市）

2 点目、お願いします。

101 ページの水産業振興費。

漁船取得等資金の利子補給について、ちょっと確認、また内容をちょっと教

えていただきたいと思います。これは11件補給を受けたというふうに聞きました。その漁船の規模と具体的な事業の内容を教えてくださいたいと思います。今の漁業の状態がどんななつとるかということを知りたい。お願いします。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

それでは、お答えいたします。

まず漁船取得等資金利子補給事業についてでございますが、これは漁船取得や機械の入れかえなどのために漁業近代資金等の制度資金を借り受けた者に対し、その借入金の一部を5年間、利子補給を行うものでございます。

まず利子補給を受けた漁船の規模等につきましては、小型定置から中型イカ釣り漁船でございます。具体的な事業内容につきましては、エンジンの入れかえ、それからイカ釣り機の取得、それから漁船の取得などが主な利子の補給の内容でございます。

そして先ほど、今どういう現状になっているかというお話ですが、船自体が、船体自体が高年齢化といえますか、そういう状況が、これは全国的に進んでいるかとは思いますが、そういうものもございまして、今後はやはり機械の入れかえとか新船の新築とか、そういうものがふえてくるかというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

ちょっと今の話を確認したいんですけども、イカ釣り機は100トンですか。

それから、漁船の取得という話がありましたけれども、これは何トンの船のことを言っているんですか。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

まずイカ釣り機というのは何トンの船かということですが、これには済みま

せん、トン数はちょっと。船名は書いてあるんですが、何トンの船か……。よろしいですか。イカ釣り機は7台ということでございます。

それから、イカ釣りの船のほうは177トン、あと先ほどの小型定置とかは12トンとか、そういうものでございます。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

済みません。もう1件だけお願いします。

106ページの商工費、観光費、民宿宿泊施設魅力向上支援事業1,200万円が計上されております。施設改修の支援という話で説明を受けましたけれども、この改修が想定される具体的な事例、ちょっと教えてもらえれば。

議長（向峠茂人）

ふるさと振興課長 田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

今ほどの質問の民間宿泊施設魅力向上支援事業1,200万円の補助金ですが、これにつきましては、ご説明したように、旅行者の多様なニーズや旅行形態の変化に対応した民間の事業者、いわゆる民宿あるいは旅館を営んでおられる民間施設が魅力を向上するために改修をする。その支援をいたします。

この目的は、新たな顧客獲得。この新たなというのは、例えば外国人の観光客、あるいは国内であればシニア層、年齢の高い方々に対する顧客の満足度というものを上げるような施設。そのことによって宿泊者の増あるいはリピーターの増につながる。そういったことによって町内の宿泊施設の受け入れ体制の強化を図ろうということで、この事業を新たに創設をしたものであります。

先ほど言いましたように、現に宿泊業を営まれている民間事業者が増築、改築、建てかえに要する経費、それから設備の修繕またはその設備を入れかえする経費、それから外国人観光客対応のための外国語の案内をされる表示する表示板、その他その設備に付随する工事に要する経費。

今言いましたのは主に工事ですけども、その宿泊施設を利用するためのベッド、それから和室であろうが椅子、テーブルがこれから必要になりますので、そういう備品の経費にもこの事業を充てていきたいなど。ただ老朽化したからというのではなくて、魅力が向上するための経費ということであります。

もう少しだけ具体的に言いますと、補助率は経費の2分の1で、上限を30

0万円としております。また、この施工業者の発注は、町内の業者に発注された経費についてを対象とするということです。それから交付につきましては、1施設につき1回限りということであります。

この補助の期間は、平成30年度から32年度までの3年間というふうにしております。

現在、民間の宿泊施設が21件あります。それから春蘭の里の農家民宿が47件、計67件がいわゆる民間の宿泊施設というふうになっておりまして、30年度は上限300万円としまして4件分を見込んでいるということであります。

以上です。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

ありがとうございます。本当に魅力を出していけるような施設を、むしろまたアドバイスをしながらお願いしたいと思います。

ただ、話を聞いていますと、民宿の方とお話ししていましたら、運営されている方がもう高齢化していると。70近くなってから設備投資というのなかなか二の足を踏んでしまうという声もありましたので、そこら辺がどういう形でしやすくして、そして今ほどの事業の目的が達せられるような形になるか。そこら辺もうちょっと話を聞きながら進めていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑ありませんか。

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

4点ほどあるんですが、よろしいでしょうか。

まずは予算書の58ページ、空家対策推進事業なんですが、平成29年度予算の計上のときは、たしか150万やったと思っておるんです。これが次年度は500万ということで大幅に増額になるが、平成30年度の見込みというか、これを平成29年度の実績に基づいて教えてほしい。

議長（向峠茂人）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

空き家対策の実績と含めまして、30年度は大幅に補助金につきましては増額させていただきました。

昨年の3月定例会において、国が定める空き家特措法、一般的に空き家特措法と申しますけれども、それに基づく空き家対策を実施するということで条例も議決いただいております。こういった空き家特措法に基づく特定空き家の事業につきまして、平成29年度より本格的に着手したところでありまして、そういった空き家の調査につきましても約1,500件、平成29年度で実態調査を進めております。

そういった中で、平成29年度の実績でありますけれども、現在のところ、特措法に基づく特定空き家の認定につきましては9件、29年度で実績ございました。うち6件が解体されたということであります。

今後こういった危険な空き家、要は特定空き家の改善指導につきましては、本格的に強化、指導していくとともに、こういった調査した1,500件の空き家につきましても実態をよく分析した結果、利活用も含めまして空き家の活用計画も策定しようということで考えておりますので、ご理解お願いいたします。

議長（向峠茂人）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

よくわかりました。

次は、私、自分が所属している委員会のことではあるんですが、歳入のほうと非常に関係するもので、一旦ここでお尋ねしたいと思います。

予算書の83ページ、斎場管理費5,081万5,000円、これに対する利用収入のほうを聞きたいんです。

これは私の思いでは、22ページの斎場1,079万4,000円及び多目的交流センターの利用料だと思うんですが6,436万8,000円のトータルで7,516万2,000円というふうに解釈しているんですが、これによって正しいでしょうか。

調べるのに時間がかかるようでしたら、午前中の時間少ないですから次の質問、先言ってしまうと、後で答えてもらっても結構ですが。

議長（向峠茂人）

よろしいです。

14番（鍛冶谷眞一）

それでは、3点目のほうですが、103ページ、商工業振興費で、その対策事業として農林水産物加工開発センターの管理運営の委託料が前年度予算の996万3,000円から221万9,000円の増額となっているが、その増額の理由を含めて現況についてお知らせ願いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（向峠茂人）

ふるさと振興課長 田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

農林水産物加工開発センターの管理運営、指定管理料、予算で1,218万2,000円ということで、今ほど言われましたように対前年比221万9,000円の増ということであります。

この施設につきましては、農林水産業の地域の特産品を生かし、新商品の開発に必要な支援を行う施設としまして平成10年に設置をいたしました。現在の指定管理者は株式会社ふれあい公社であります。

ご質問の運営状況につきましては、過去3カ年の施設利用者は約700名であります。施設利用収入及び加工品販売収入は、年々右肩下がりとなっております。それを穴埋めするという形で指定管理料が増加傾向というふうになっているのが現状でもあります。

そのために、指定管理料の増加に歯どめをかけるというために、今回、使用料条例の改正を本議会に提案をしております。本来この施設は利益を優先する施設ではありませんが、その中で町外の方に対する利用料金を今回1.5倍にするということで、町民の方々のみならず広くその利用を促して利用者の増に努めたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

議長（向峠茂人）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

この加工センター、今はどうかわかりませんが、以前にお伺いしたときに見

ていますと、真空パックの機械とか乾燥機とか独占的に使われているような状況もあったもので、今回の値上げでそれがどんなふうになるか、また推移を見守りたいなというふうに思っております。

それでは次に、116ページ。住宅総務費、使用料及び賃借料で2,547万4,000円が計上されています。これを当該の施設の36戸で割り算すれば1戸当たり70万7,600円で、月割りにすればほぼ5万9,000円弱になるというふうに思っています。

この利用料収入は、歳入のほうの22ページ、7,963万3,000円、これはいわゆる町営住宅とかそういうものの家賃であろうというふうに思うんですが、この中で2,547万4,000円に対しての利用料収入というのはどれくらいか、わかるものでしょうか。お願いいたします。

議長（向峠茂人）

建設課長 小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

借り上げ住宅の利用料の歳入のほうの試算でございますが、歳入のほうでは22戸を計画しまして、合計額1,156万8,000円を見込んでおります。以上です。

議長（向峠茂人）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

22戸ということであれば、率からすると少し低いんですが、町内の状況としては、若い方がせっかく帰ってきて子供ができたけれどもなかなか住むところがないという話も時折聞きます。それから、アパートもまだ足りないというようなお話も、本当かなと思いながら聞くことがあります。そういう点でも、できるだけ部屋の充足率を高めた状態で利用してもらえるように、お願いしたいと思います。

先ほど質問した答えのあれば、今、答え出ましたら教えてほしいです。

議長（向峠茂人）

環境対策課長 北畠弘信君。

環境対策課長（北畠弘信）

斎場関係の歳入についてご説明いたします。

斎場の使用料といたしましては、町内外の火葬及び小動物の焼却、霊安室の使用料ということで、２８年度の実績が火葬で３６７件、小動物の処理で３９９件、霊安室の使用で２９件。その実績を踏まえまして、斎場１，０７９万円の計上です。

ホールについてもよろしいですか。ホールにつきましては、第１ホールが昨年の数量で１１８件、第２ホールが１８２件、トータル３００件となっております。これの実績を踏まえまして、多目的交流センターの計上を６，４３６万８，０００円としております。

議長（向峠茂人）

１４番 鍛冶谷眞一君。

１４番（鍛冶谷眞一）

ちょうど時間になりました。うちの多目的ホールは、大変近隣の市町村からもうらやましいと言われております。健全な運営をしていってほしいなということをつけ加えて、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

１４番 鍛冶谷眞一君の質疑が終わりました。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここでしばらく休憩します。再開は午後１時からです（午後００時００分）

再 開

議長（向峠茂人）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。（午後０１時００分再開）
ほかに質疑はありませんか。

７番 酒元法子君。

７番（酒元法子）

議長、３件ほどお願いします。

まず初めに、国民健康保険料改定についてでございます。最初、当初話が
あったのでは横ばいという試算でありましたが、この間の話聞きますと結構高
くなっておりますので、その中身をちょっと教えていただきたいんです。これ
は皆さんもとても関心あることだと思いますので、お願いします。

議長（向峠茂人）

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

酒元さんの質問なんですけれども、当初、確かに横ばいということでお話し
させていただいたわけなんですけれども、10月の時点では前々年度の保険料
というか給付費で県が試算した額で来ていたものを試算すると横ばいというよ
うな状態だったんですけれども、最終的に県が納付しろという納付金を納める
額を決定した段階では1億ぐらい納付金の額が違ってしまっていて、その後、算定
し直したということなんですけれども。確かにあの時点では横ばいということ
だったんですけれども、今言ったとおりですが、最終的な金額が確定した時点
での算定額ということになっていきますので、ご理解をお願いいたします。

議長（向峠茂人）

7番 酒元法子君。

7番（酒元法子）

これは国民年金納付者は自営業者のほかほとんど第一線を退いた方々が影響
あると思いますので、大変な負担になるのではないかと心配しているわけでご
ざいます。決まったものを今変えるわけにはいかないのでしょうかけれども、皆
さんに理解できますように何とかお話をさせていただきたいと思います。

それでは、もう1点につきまして。

森林整備地域活動支援事業とはどういう事業なのでしょうか。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

それでは、お答えいたします。

森林整備地域活動支援交付金事業の488万円の内容説明でございますが、
この事業は、小規模で分散しております森林を取りまとめて一体的に施業など

を行う集約化を進めることにより、効率的な林業生産活動につなげていくための森林境界の明確化などを行う事業です。この事業を活用できるのは、森林経営計画が策定されている森林に限られておりまして、能登森林組合が事業主体となりまして、今年度は北河内と当目地区の山林80ヘクタールで森林境界の確認測量を行う事業でございます。

森林経営計画というのは、林業公社とか森林組合さんがそういう計画をつくって、それに沿ってやっていくというものでございます。

議長（向峠茂人）

7番 酒元法子君。

7番（酒元法子）

ありがとうございました。

確定されている箇所は現在どれくらいあるんでしょうか。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

まず確定というか、森林整備計画というのが私どもちょっとまだ森林組合さんからどこどこというのは、どれだけだというのはちょっとまだここで説明はできないんですが、ことしここをやりたいということでの事業計画として、先ほど申しましたが北河内と当目地区の山林で80ヘクタールの森林境界の確認を行う。その施業を行いたいということでのことで、全体では説明のほうはちょっとできません。

議長（向峠茂人）

7番 酒元法子君。

7番（酒元法子）

そうすると、この件では森林組合へ行ってお話を聞いたほうがよろしいんですか。

農林水産課長（桶間実）

そうです。

7 番（酒元法子）

ありがとうございました。

それでは、ページ数 104 ページなんですけれども、創業・継承支援事業、県杜氏振興協議会の上にご書いてございます 1,615 万円、これはどういう事業なんですか。

議長（向峠茂人）

ふるさと振興課長 田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

お答えをします。

創業・継承支援事業の補助金であります。これは平成 28 年度からの制度としてこの事業が上がっております。当初は、昨年まではこの予算書の定住促進事業、その中に補助金として計上されておりました。それは移住者、定住者が創業を希望するときにこの事業を使えるということで定住促進事業に上げておりましたが、地元の方もその事業を継承するということであるということで、30 年度からは商工業振興費に計上したものであります。

この事業につきましては、創業希望者あるいは地元の方が今の事業を継承する、そういう人たちが新規の事業所を開設する、あるいは既存の事業所を拡充する、そういうことに対して、町が金融機関と連携をしまして補助金を交付するというものであります。産業の振興や雇用の促進及び定住の促進を図るということで、この事業を創設したものであります。

これは先ほど申しました金融機関と連携してというのは、創業するための資金繰りだとか事業計画だとかを金融機関に相談しまして、金融機関から融資を受ける。その融資が上限 300 万円で、その上限 300 万円までの融資を受けた者に対して、町がその 300 万円をまでを補助するというふうなものであります。この事業の対象経費の 2 分の 1 あるいは 300 万円のいずれか少ない額について交付するというものであります。

また、利息が発生しますが、その利息につきましても上限 10 万円までは、借りてから 3 年間ですけれども補助をするというふうな事業であります。

以上です。

議長（向峠茂人）

7 番 酒元法子君。

7 番（酒元法子）

これは今始まったばかりじゃないとおっしゃいましたが、今までにどれくらいありましたか。

議長（向峠茂人）

ふるさと振興課長 田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

事業の実績であります、平成28年度には4件、金額にしまして1,067万9,000円を補助しております。平成29年度、今年度ですが、今年度は今のところ1件で上限の300万円を補助しております。

実績については以上であります。

議長（向峠茂人）

7番 酒元法子君。

7番（酒元法子）

とても助かる補助ではないかと思しますので、どうぞ今後とも続けて、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑ありませんか。

3番 金七祐太郎君。

3番（金七祐太郎）

当初予算の一般会計の51ページ。12目の地域安全推進費の中の報償費には、たしか免許証、高齢者の返納の報償が入っていると思うんですけども、ここに見積もった件数と29年度中の返納の件数、わかればお知らせ願えればと、もう一つ、どういう内容なのか簡単にまた説明をお願いいたします。

議長（向峠茂人）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

それでは、金七議員の高齢者運転免許証自主返納支援事業についてご説明いたします。

全国的に年々交通事故発生件数は減少傾向にありますけれども、高齢者が関与した交通事故の割合は上がり続けております。町では、高齢ドライバーの交通事故防止等のため、運転免許を自主返納する満65歳以上の方に対しまして、能登町共通商品券2万円の交付を行っております。

この手続でありますけれども、最寄りの警察署に運転免許証を持っていきまして返納手続をいたしますと、警察署からその場で運転免許取り消し通知書がいただけるということになっております。そのとき交付された通知書、それから印鑑持参の上、総務課または各庁舎支所の窓口へ申請いただければ、共通商品券を交付いたします。

これまでの実績でありますけれども、この事業を開始した平成26年度からことしの2月まで4年間につきましては212件の自主返納がございました。先ほど聞かれました前年度、平成28年度ですけれども54件、それから今年度ですけれども2月末までに78件の申請がございます。これは今年度から商品券を1万円から2万円に上げましたので、こういった申請が増加したのかなと思っております。

高齢者が起こした痛ましい悲惨な交通事故のニュースがたびたび取り上げられております。加齢などにより運転に不安を感じている方につきましては、交通事故を起こして後悔することがないように、ご家族からも運転免許証の自主返納を進めていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（向峠茂人）

ほかにありませんか。

8番 椿原安弘君。

8番（椿原安弘）

それでは、新年度予算全般についてお聞きしたいと思います。

新年度予算一般会計の総額は178億7,300万円ということで、前年度対比21.1%増と能登町始まって以来の最高額ではないかと思えます。

その中身は、新統合庁舎、柳田、内浦総合支所の建設が本格化し、海洋教育研究センターの整備、小木地区都市再生整備事業のイカの駅、県営ではありますが県営ほ場整備事業等、大型プロジェクトが多く、普通建設事業費が82%の伸びとなっております。

このようなことから、町民の方は財政状況は大丈夫なのかと心配する方もおられます。予算説明書の地方債残高調書によると、一般会計から特別会計、企業会計の平成30年度末の地方債残高見込みで、要するに借金総額ですが36

2億8,627万9,000円で、町民1人当たりに割ると約210万円となると思います。

また、基金残高、要するにこれは貯金でございますが、全部で62億円余りで、町民1人当たり約36万円余りとなっております。

この額については、多いのか少ないか、一般町民の方々にはこんなものなのかなとわからないと思いますが、地方債残高ではその借り入れた事業によって地方交付税算入がありまして、例えば辺地の地区で事業をする場合は交付税で元利償還の80%が算入される。また、今度新たに建てます新統合庁舎建設の場合は、合併特例債などで70%が算入される。

そこで企画財政課長にお聞きしたいんですが、総額で362億円余りの借入れ残高見込みとなりますが、交付税算入は全体の何%ぐらいになるのか、お聞きいたしたいと思います。町民の皆さんにわかりやすいように説明をお願いします。

議長（向峠茂人）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政長（蔭田大介）

それでは、能登町の地方債残高の大体何%が交付税で算入され、実務負担額はどれぐらいなのかというご質問かなと思います。

議員おっしゃったとおり、当町の30年度末の地方債残高の見込みであります。普通会計、特別会計、事業会計を合わせた金額で362億8,627万9,000円を見込んでおります。内訳でございますが、一般会計でそのうち234億4,404万6,000円を見込んでおります。また特会及び事業会計でございますが、そこで128億4,223万3,000円を見込んでおります。

そこで、後年度の基準財政需要額、いわゆる交付税が算入されるお金でございますが、一般会計では、先ほど234億程度を言いましたが、大体75%ほど入ってくると見込んでおります。また、特別会計、事業会計の公営企業等の特別会計でございますが、そちらのほうは大体4割程度入ってくるんじゃないかと。全体で約62%の交付税算入があるものと見込んでおります。

したがって、残りの38%、大体362億8,000万のうちの38%で138億円程度が町の実質的な負担があるということを見込んでおります。一応残高の今後の実負担の額でございます。それに平均金利等がありますので、公債費は多少上がると思いますが、一応それぐらいの負担となる見込みでございます。

以上です。

議長（向峠茂人）

8 番 椿原安弘君。

8 番（椿原安弘）

わかりました。こんな大きい金どうしようかなと思ったけれども、百三十何億円で、実際はそうやということで、町民の方にも安心していただければなと思っております。

それでは次に、町民課長にお聞きいたしますけれども、予算書の 62 ページの個人番号カード交付事務費は 592 万円となっていますが、その中の 19 節の交付金で 362 万 7,000 円計上してありますけれども、これはどこへ交付するのか。

それからまた、個人番号カードの交付枚数といいますか、何件ぐらいで、全体数の何%なのか。その辺をお聞きいたしたいと思います。

議長（向峠茂人）

町民課長 大鷲克宏君。

町民課長（大鷲克宏）

それでは、椿原議員のご質問にお答えさせていただきます。

個人番号カードの交付金の交付先ということでしたが、これは全国の自治体で作成委託しております地方公共団体情報システム機構、いわゆる J-LIS という団体へ交付しております。この交付金は、発行枚数に応じまして積算しておりますして負担金を支払っておりますが、後日、同額が国の補助金として歳入のほうに戻ってまいります。

それともう一つ、発行枚数ですが、現在のところ 1,432 枚交付しております。住基人口の割合で申しますと 8.9% に当たります。なお、来年度は 10% を目標にしておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（向峠茂人）

8 番 椿原安弘君。

8 番（椿原安弘）

わかりました。

それでは次に、特別会計の浄化槽整備推進事業会計のところで質問いたしますが、予算書の316ページ。建設改良費4,250万円となっており、30基を行うというような説明がありました。1年間で30基程度しか行わないのでは、なかなか下水道といいますか普及ができないんじゃないかなと。水洗化が進まないのではないかと考えております。公共下水道や集落排水処理区域外の未普及地域で、もっと浄化槽設置整備を推進し、特に鶴川地区とか姫、真脇とか、そういう広いところの市街地なんかの場合は、もっと環境衛生面で、もっと行政のほうから積極的に進めていかなければならないのではないかと思います。

そういうことで、今後どのような推進方策で進められるのか、お聞きしたいと思います。

議長（向峠茂人）

上下水道課長 大庭毅君。

上下水道課長（大庭毅）

椿原議員にご説明いたします。

まず、この浄化槽整備推進事業に至った経緯からお話ししたいと思いますけれども、町では平成18年から平成19年にかけて下水道未整備地区へのアンケート調査を行っております。これは、下水道事業に対する社会情勢の変化や設備投資に対する効果等を再検討し、効率的な污水处理施設整備の手法の選定が必要不可欠となったためによります。

このアンケート調査をもとに、町では設備投資に対する効果、維持管理、整備期間等を総合的に判断いたしました。その結果、合併浄化槽による個別整備が費用対効果に最もすぐれ、整備期間も最短で行えると判断し、町として同事業により下水道整備を推進することにいたしました。

浄化槽整備推進事業は、町が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、毎年30基ずつの整備予定で5年ごとに計画を見直しております。

町では、平成14年度より市町村設置型の浄化槽整備推進事業が始まってから平成28年度までの15年間で428基の浄化槽が整備されております。年平均で28.5基の整備基数となります。また、平成29年度においても30基の整備が行われております。

今後とも公共下水道、集落排水区域外の未普及地域で浄化槽整備を推進し、自然に恵まれた快適な水環境を保全するため、公共用水域の水質悪化防止、生

活環境の改善を図っていきたいと思いますので、ご理解とご協力をどうかよろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

8 番 椿原安弘君。

8 番（椿原安弘）

現在も 30 基を予定しているということでございますが、平成 28 年度に策定されました能登町第 2 次総合計画の第 2 節で、「誰もが住みよいと感じる地域が一体となったまちづくり」のところで、「快適で衛生的なまちの創造」として、「公共下水道での処理が困難な地域における合併浄化槽の整備を推進します」というふうに総合計画ではうたわれています。

今後とも積極的な浄化槽整備に力を入れていただきますよう要請して、質問を終わります。

以上です。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑ありませんか。

5 番 市濱等君。

5 番（市濱等）

私は一番先に、きょう町長さんが 55 分にわたられて祝詞を奏上された。この中にちょっと気になっていることが一つありましたので、これだけお聞かせいただきたいなど。

教育委員会に属するんですかね。議案の 29 号、能登内浦のドブネ収蔵庫条例の制定についてという項目がございます。これは 29 号と 30 号と関連していると思うんですが、例えば能登内浦ドブネという、このネーミングというのはどこから来たのかな。ちょっと私、イメージ的に、縄文真脇の真脇ねんがなという、私ら地域におるもので、そう感じるもので、この辺のネーミング、どんなふうにどういう経路で決められたのかということをもまず最初にお聞かせ願えればありがたいなと思います。

議長（向峠茂人）

教育委員会事務局長 兄後修一君。

教育委員会事務局長（兄後修一）

市濱議員のご質問にうまいことお答えできるかということなんですけれども、内浦のドブネということで、国指定の文化財ということで、国の補助事業、それから内浦のドブネという形での事業名をいただきながら来ているところなんですけれども、町史等でもご案内のとおりドウブネとも書いたりするところがございますけれども、補助事業の採択を受ける中でこのような表示をさせていただいているということで、町長の提案理由のほうも同じ文言になっているのかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

5 番 市濱等君。

5 番（市濱等）

申しわけない、突然の質問で。ただ、内浦というとなんかちょっとイメージが、昔の内浦のイメージをするもんですから、どこに事業があるのかなと私らちょっとうろろうとするもんですから、そういうことも含めてちょっと考えておいていただければありがたいなと思います。

それでは、85ページの4款の1項の衛生費、5目の衛生費に、ちょっと上のほうにPCB廃棄物処理事業とありますが、誰がどこでどのように事業をやっていくのかなと。そういうことを詳しく説明していただければありがたいなと思います。

議長（向峠茂人）

環境対策課長 北畠弘信君。

環境対策課長（北畠弘信）

市濱議員のご質問にご説明いたします。

まずご説明から。微量PCB廃棄物の処理の内容につきましては、人体に有害物質でありますPCB——ポリ塩化ビフェニルといいます——は、昭和47年に製造を中止されておりますが、古い施設の蛍光灯やコンデンサーなどに電気絶縁体として利用されている可能性があります。今回、PCB特別措置法の改正により、この処理を期限つきで義務づけられたことから、この処理に向け、まず数量等の把握をするために30年度、調査費として委託料を計上いたしました。現在、調査対象は、事前調査で372施設を予定しております。

処理については次年度以降を計画しております。この処理につきましては、PCBの濃度、低濃度、高濃度によっては専門業者、富山県なり北海道の専門業者が処理することとなります。

以上です。

議長（向峠茂人）

5 番 市濱等君。

5 番（市濱等）

372施設があるということで、これは何かやはり人体に悪影響があるということがうたわれている危険物質でなかろうかなというふうに思っております。処理される場合は、富山と北海道に業者がおいでになるというのですが、処理するときには地域の環境にも、それから住民にも工事をやりますよとか、そういうことを徹底して、住民に悪影響を及ぼさないような環境づくりをしてやっていただきたいなというふうに思います。

それでは次の質問、議長、よろしくお願いします。

同じく4款の水道施設費についてでございますが、本年度は旧管路の耐震化とか石綿管の取りかえ事業が1億9,000万ほど全部で見えてあるところでございますが、今の状況、どれぐらいのボリュームになるのか。そういうことをちょっと教えていただきたいなと思います。

議長（向峠茂人）

上下水道課長 大庭毅君。

上下水道課長（大庭毅）

水道事業会計のほうでご説明させてもらってもよろしいでしょうか。

334ページ、水道事業会計の1款2項1目配水施設費のほうで、生活基盤施設等耐震化交付金事業、こちらが載せてございますので、こちらの事業のほうでご説明させていただきたいと思います。

こちらの30年当初の配水施設整備費に3億1,825万4,000円を計上いたしております。この中身につきましては、工事請負費と委託費の計上をいたしまして、主に30年度は鶴川、崎山、真脇、白丸地区の老朽管更新を計画いたしております。各地区別の延長でございますけれども、鶴川地区につきましては1,440メートル、崎山地区につきましては1,780メートル、白丸地区につきましては2,085メートル、真脇地区につきましては890メートルということを考えております。

この中のじゃ石綿はどうなのかということでしたけれども、石綿につきましては、この中、4地区全体で約3キロございます。この石綿につきましては、30年度から34年度までの間に残り18.2キロございますけれども、全て

更新する計画でございます。

また、毎年上がっております老朽管更新によつての効果ということになるかと思ひますけれども、効果につきましては、有収率、11月末現在でございます。能登町の11月末現在で有収率が76.1%というふうになっております。地区別でいきますと、内浦地区が78.8%、能都地区で70.2%、柳田地区で88.4%というふうになっております。着実に石綿管更新、老朽管更新の効果が出ているのかなというところで、またご理解のほどお願いいたします。

議長（向峠茂人）

5番 市濱等君。

5番（市濱等）

ところで、今しっかり答えていただきました。ありがとうございます。できるだけ有収率が上がるように。そして、早く石綿を除去していけるように頑張つてやっていただきたいなというふうに思ひます。

その上で、上下水道の施工図とか、それから実施設計書の保管状況などは整備されていると思ひますが、私、今度、一般質問しますので、そこにちょっと答えていただければ、事前にお知らせしておきます。よろしくお祈ひします。

それでは、もう1点だけよろしくお祈ひします。

先ほど田端議員さんもお話しされましたが、57ページの出資金について、先ほどちょっと総務課長のお話をお聞きしておりましたら株の購入費にもなるのかなというふうなニュアンスが聞こえましたが、この点どうなのかな。株の購入費ということになると、一般的な、こんなこと失礼な話やけれども、紙くずになったようなところへ投資していくようなイメージが湧くわけなんですけど、私、詳しいこともちょっとわからんですが、その辺も、これは課長、私の所感でありますので、今お聞きしていただいて、そしてまた、あすしっかりと答弁していただければありがたいなと思ひます。

そして、財産を購入するというふうなこともおっしゃられました。5,000万ほど充当するような、もしあした委員会で目録、書き出したものがあるようでしたら提示していただけないかなというふうに思ひます。課長、よろしいですか。

議長（向峠茂人）

答弁要るんですか。

5番（市濱等）

答弁要りません。答弁できますか。どうぞやってください。

議長（向峠茂人）

委員会でお答えください。

ほかに質疑ありませんか。

10番 南正晴君。

10番（南正晴）

それでは、当初予算について3点ばかり質問したいので、よろしくお願いいたします。

予算書95ページですが、町長の提案理由の説明にもありましたけれども、農山漁村振興交付金事業183万8,000円盛っておりますけれども、この内容を少し教えていただきたいのと、続いて、96ページの畜産事業事務費の中の畜産競争力強化対策整備事業200万盛っておりますが、これを農林課長に少し教えていただきたいなと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

それでは答弁させていただきます。

農山漁村振興交付金事業183万円の内容説明でございますが、これは事業主体の一般社団法人春蘭の里が宮地、鮭尾、山田地内におきまして2年間かけて空き家7軒を農家民宿用に改修する計画でございますが、平成30年度は4軒、31年度は3軒の予定をしております。これは国の補助率は2分の1で、町が4分の1の上乗せの補助を行うものでございます。これは農家民宿ということで、春蘭の里には47軒の農家民宿がございますが、近年は250から300人規模の修学旅行も受け入れるまでになっておりまして、しかし経営者の高齢化による農家民宿の自然減が危惧されるということから、空き家改修を行いつつ農家民宿開業に意欲のある新たな経営者を受け入れし、外国人の観光客にも対応していきたいという、そういったメニューでございます。

もう1点の畜産競争力強化対策整備事業200万円の説明でございますが、これは全農石川県本部が県の泉の旧内浦放牧場の敷地内で100頭規模の牛舎を新築する予定でございます。それにつきまして、町は能登牛の里施設整備事業実施要領に基づきまして1頭当たり2万円の、そして100頭ということで

200万円を補助するものでございます。

以上です。

議長（向峠茂人）

10番 南正晴君。

10番（南正晴）

ありがとうございました。ということは、空き家7軒、2年間かけて改修するのに対しての補助ということですが、これは当然、入って農家民宿をされる人がもう決まっているということで解釈してよろしいですか。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

空き家というか農家民宿を改修するわけですが、その改修をするところは7軒という件数があるんですが、それはもう決まっているのかというのは、決まってないというふうに私は思います。

議長（向峠茂人）

10番 南正晴君。

10番（南正晴）

わかりました。せっかくこうやってお金かけて改修するんですから、農家民宿、引き継いで、さらにお客さんが来るように盛り立てていていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一つ、予算書105ページ。課長には言ってなかったんですが、能登立国1300年事業ということで77万、予算盛ってありますが、ことし能登が立国して1300年たったということでされる事業だと思うんですが、この金額の規模だと多分当町において何かするわけじゃなくて、どこかへ負担金として出して何かするんだと思うんですが、どこで何をどのようにされるのか、もしわかるようなら教えていただきたいんですが。

議長（向峠茂人）

ふるさと振興課長 田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

今ほどの能登立国1300年の記念事業につきましては、能登半島広域観光協会が主体となりまして、能登地区9市町で負担金を集めまして、その金額で能登ふるさと博、この枠組みに合わせましてその記念事業を行うということで、その事業につきましては、これから実行委員会を開催いたしまして、その具体的な事業内容を定めるというふうに聞いております。

大きくは能登めぐりということで、能登の9市町をめぐっていただけるような、そういうふうな神社仏閣、それから国宝級、県の記念物等の指定のある寺院、神社、お寺をめぐってもらう。そういうものが大きく出ておりますが、具体的な事業案については今月、3月中にその会議を開くと聞いておりますので、よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

誰も言わんじゃったなと思って、言うたったらあれかと思ったけど。

私、昨年、視察に行ってきたまして感じたこと、また町のほうで感じている、私たちの地域でも感じていることでございますけれども、ことしの当初予算、92ページの鳥獣被害防止対策事業1,058万5,000円の問題について、ひとつ課長にお尋ねしたい。並びに、私、昨年ちょっと体の都合で退席していました。29年度はどれだけの予算をつけておったか。その対比も知りたい。

鳥獣とはイノシシだけなのか、それともほかの動物も適用するのか。

それを2つちょっとお答え願います。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

それでは、志幸議員の質問にお答えいたします。

鳥獣被害対策事業の昨年度の、平成29年度の予算ですが、885万9,000円。今年度は1,058万5,000円でございます。その中に、ほかの鳥獣というか、イノシシ以外のものは入っているのかとのご質問については、ここには入っておりません。

12番（志幸松栄）

100%イノシシ。入っておりませんでどういう意味や

農林水産課長（桶間実）

イノシシ以外のもので鳥獣対策の予算として見ているかということのご質問ですね。そういう対策には入っていないということで。

12番（志幸松栄）

そうすると、イノシシのみですね。

農林水産課長（桶間実）

現予算はイノシシであります。

議長（向峠茂人）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

私も昨年、皆さん、私の委員会の中で視察をさせていただいた。その問題も併用しながら、私、町民の皆さんにも考えていかなきゃならん、町長自体も予算の計上をしていかなきゃならんというようなことをひとつつけ加えてやっておきたい。

これは今、七十何万か計上がふえたわけですね。今後は私、イノシシの対策のところへ視察に行ったときには、これは未知数である。先進地へ行ったときに、イノシシ対策は。それと同時に、こちらのほうはカモメおり、サギおり、いろんな鳥獣も被害。人間はだんだんこの土地は、きょうも昼間言っておったんですけれど、限界集落に近いだけの高齢化社会になってきたんですよ、うちは。そうすると、田畑その等、鳥獣に侵されるような時代が来るんじゃないかなと。私はそう感じるんです。

うちのほうでは、サギ、カラス、トビ、それにすごく私たち漁民もいじめられておりますし、被害があります。正直言って、パン一つ持ってかかってそこを歩いておれば、トビがしゅっと来て、子供なんか、さっと爪立てられますし、危ないような被害もあります。

これはテレビ放映なんかでも見たとおり、皆さん、鷹匠という人たちの鳥獣被害の防止するような仕事が結構ふえているらしいですね。ああいうものもしなきゃならんし、皆さん、私たちの地域でサギ、何を思ったか知らんけれども、

昔、子供の時分は遠島山公園のところに、高い木のところに子供を産んだんですけどね、今は私たちの家の、俺が好きやさかい知らんけど、俺の家のたか来てかかって産む。すごい近所の人も被害を、夜中の１時、２時に、ギャグギャグと子供の泣く声みたいなのが聞こえて、すごい大きな声で聞こえるんです。その被害に遭った人でなけなわからない。

だから、こういうものを町長並びに課の課長さんたち、もう少し被害を軽視しないで重要視しながら、そういう対策をとっていつてもらいたいなと。

農業のイノシシばかりじゃなし。イノシシもこれからますますふえていきます。人間は減っていく。イノシシふえる。どうしましょうかということに対策練って、私の質問をして、課長の意気込みを聞いて、私は退席します。はい、どうぞ。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

それでは意気込みということですが、先ほどの続きであります、予算のほうから少しお話もさせていただきたいと思います。

まず当初予算の鳥獣被害の防止対策の町予算につきましては、イノシシを捕獲した猟友会への報奨金 700 万円、農業者への電気柵助成 145 万円、狩猟免許取得者への助成に 70 万円、捕獲おりを購入した集落への助成で 100 万円で 1,058 万 5,000 円の計上をさせていただいておりますが、そのほかに町の予算は経由しませんが能登町有害鳥獣被害対策協議会の予算といたしまして、電気柵設置のための国庫交付金ということで 1,500 万円を要望しております。合わせると 2,559 万円ということになりますので、今後も要望のあった集落に対しては順次計画的に設置できるように要望してまいりますので、ご理解をお願いしたいということと、先ほどのカラスとかサギなどの鳥の被害でございますが、これにつきましては課といたしましてもいろいろ被害の報告を受けております。29 年度におきましては、消防費でございますが、そこでレーザーポインターというものを購入いたしまして、これが 4 基を購入いたしまして、それで少し対応しているという状況で、今後もその対応に応じたことで対処していきたいということで思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

12 番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

私、初めて知りました。鳥獣対策の問題もレーザーですけれども。

何しろ私、視察に行ったときに、係の人らは、これじゃやっぱりうちらはもう対処できんようなあれですから、もう少しあんた方は勉強に来たら、実際に話し合っただけで、被害は増大する一方ですから、この問題を重要視していただくということで、議員の半数以上の方々が行かれたと思うんですけども、それを私、視察を勉強させていただいたものをありがたく思い、これからの皆さん、行政の人の頭、それ重要視していただくことをお願いいたします。課長、お願いいたします。

以上です。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑ありませんか。

1番 馬場等君。

1番（馬場等）

2点ほどなんですけど、質問として合っているのかどうかちょっとわかりませんが、午前中、田端議員のほうから民間宿泊施設の、106ページですね。それに関して、これは現に宿泊を行っているところというふうに、それとか旅館という話だったんですけど、ことし住宅宿泊事業法というので、先に言ってしまいましたけれども、民泊というやつが6月に解禁されますよね。この民泊に関して、能登町としての対応というのはどういうふうになるのか。もし決まっているならばちょっと聞かせてほしいんですけど。

わかりますか。突然の質問なもんで。

議長（向峠茂人）

馬場議員、質疑ですから、自分の意見を述べるような質疑は。できたら一般質問に振り回してくれば一番いいんやけど。

1番（馬場等）

民泊のこれに対しての資料というんですか、どういうものか。6月に解禁されるものはどういうものかという説明はできますか。それもだめですか。

それなら簡単なやつ一つ。簡単でおかしいですけど。

議長（向峠茂人）

できたら款目節で。きょうも冒頭、開会前に言いましたけど、総括的な質疑で。詳細な質疑は、あすから始まる委員会をお願いします。

1 番（馬場等）

はい、わかりました。

もう一つだけ。能登町国民健康保険の保険勘定の件なんですけど、これが直営の診療施設というのは今能登町で幾つで、どこか、それだけ教えてほしいんです。

議長（向峠茂人）

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

直営診療施設勘定の施設は、瑞穂診療所の1カ所でございます。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

済みません。なれないものですから議案の質疑といろいろ混乱しまして大変申しわけないと思います。また委員会のほうと一般質問のほうで、またやらせていただきます。ありがとうございます。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（向峠茂人）

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第2号から議案第49号までの48件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第49号までの48件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（向峠茂人）

日程第51、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、3月7日から、12日までの6日間、を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、3月7日から、12日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は、3月13日、午前10時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 議

散会（午後2時5分）

一般質問事項（平成30年第2回能登町議会3月定例会議）

質問事項	質問の要旨	質問の相手	質問者
平成30年度 一般会計当初 予算について	① 当初予算編成にあたり、基本方針、町長の思い、また担当者にどのような指示をしたか？ ② 庁舎、総合支所以外の施策で町長が目玉と思える施策ベスト3は？	町長	3番 金七祐太郎 議員
防火対策 防火水槽について	① 町内の防火水槽の数、その耐震性は？ 耐震性貯水槽の数。防火水槽の土地の所有者区分の内訳、今後の整備計画は？ ② 私有地に立地する防火水槽の土地に対する固定資産税の減額や免除について町長の考えは。	町長	
自然災害における危機管理、今後の対応について	1 この冬の大雪と漏水、町はなぜ災害対策本部を設置しなかったのか。 1 上水道漏水、殆どが海岸線に集中していた。この問題点を検証し、今後に生かすべきでは。 1 上水道自動検針システム導入を検討し、漏水箇所の情報化を進めればどうか。関連して上下水道の施工図、実施設計書の保管状況は。	町長	5番 市濱 等議員
町政の運営について	1 先般の宇出津地区のみ行われたアンケート調査結果が集計されたと思うが、集計結果をどう参考にするのか知りたい。	町長	

一般質問事項（平成30年第2回能登町議会3月定例会議）

質問事項	質問の要旨	質問の相手	質問者
平成30年度予算の財源について	一般会計予算では前年比 21.1%増の 17,873,000 千円となっている。一般財源である町税や地方交付税が減少しているなか増加分の財源はどのように手当てされましたか。経常収支比率などの財政指標はどうなりますか。	町長	1 番 馬場 等議員
第3次能登町行政大綱の定員管理の適正化について	普通会計において、計画では平成26年4月1日現在の職員248人を平成31年4月1日現在で230人として18名削減するとなっています。平成30年の予算資料で比較すると計画231人に対して237人となっています。「能登町行政改革推進委員会の評価及び意見は。	町長	
能登町公共施設等総合管理計画の数値目標について	建築系公共施設の削減目標として2026年度までに施設の延床面積の総量を2017年度よりも総量で20%削減するとなっています。対象施設の選定や町民との情報共有化はできていますか。	町長	
就学援助費の支給体制を問う	全国各地で4月入学の就学前支給が進められている。 当町の支給体制はどうか。	教育長	2 番 田端雄市議員
・国の連動した町の予算は ・事業承継に対する町の支援の取組みは	・18年度予算などに対応した町長一押しの施策は何か。 ・赤崎いちご農家の廃業は全体の何割か。 ・商工会に対する人的、財政的支援は考えているか。	町長	

一般質問事項（平成30年第2回能登町議会3月定例会議）

質問事項	質問の要旨	質問の相手	質問者
今後のふれあい公社の運営を問う	・施設が増え指定管理料が増えてくる。 ・町長が公社の社長であるが故の不適切な管理料の投入になっている。 ・全国公募で能力ある人に運営をさせたらどうか。	町長	
除雪対策について	・町の除雪対策の基本的な考え方 ・宇出津新町に消雪装置を設置せよ	町長	9 番 河田信彰議員
情報発信ツールの拡大について	・能登町カレンダーは作成できないか	町長	
観光振興について	・観光客等と呼べる新たな取り組みはあるのか	町長	
婚活事業について問う	○婚活事業の成果と今後の事業展開	町長	10 番 南 正晴議員
鳥獣害の実情および被害対策、鳥獣知識の普及をすべき	○29年度の被害状況 ○これまでに投じた対策費は ○広報等で鳥獣の生態や対策法の正しい普及をはかるべきでは ○捕獲後の処理について	町長	
学校教育の現状について	○平成22年度に策定した町立小・中学校適正配置基本方針の進捗状況について ○能登町教育振興基本計画での学校教育の現状と小中一貫教育制度導入の考えはあるか	教育長	12 番 志幸松栄議員

一般質問事項（平成３０年第２回能登町議会３月定例会議）

質問事項	質問の要旨	質問の相手	質問者
除雪対策について	○高齢化地域の除雪対策と融雪装置の普及について（民間井戸の活用） ○除雪重機オペレーター不足とその養成対策について（民主党の「コンクリートから人へ」施策が建設業界を衰退させたことが原因）	町長	
平成３０年度当初予算編成の評価について	○大型プロジェクト事業が多く実施されるなかで公約の教育・福祉・防災に対する予算配分を自己評価したら何点か ○４期目がスタートしての本格的な予算編成であるが編成時に苦労した項目は何か。	町長	

再 開（午前１０時００分）

開 議

議長（向峠茂人）

ただいまの出席議員数は１３人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（向峠茂人）

日程第１ 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め４０分以内となっております。また、質問の回数は質疑と同様に原則として１つの質問事項に対し３回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認めておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

３番 金七祐太郎君。

３番（金七祐太郎）

改めまして、おはようございます。

先日、１１日は、忘れることができない東日本大震災からもうはや７年を迎えました。改めて、この地震により犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された地域の日も早い完全な復興を心からお祈り申し上げます。

また、新燃岳の噴火により小林市にも降灰の被害があったと聞いております。心からお見舞い、また申し上げます。

能登町の断水の際には、いち早く小林市が飲料水を提供されたとも聞いております。執行は、小林市と連絡を密にとり情報収集をし、援助することがあれば早期にお願いいたします。

それでは、通告のとおり質問したいと思います。

３０年度一般会計当初予算は１７８億７，３００万円、前年度より２１．１％

増の大型で積極的な予算となっております。これには新庁舎、総合支所などの予算もあるかと思いますが、この当初予算の編成に当たり、基本方針、町長の思い、また担当者にどのような指示を出したか、お聞かせください。お願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、金七議員のご質問に答弁させていただきますが、平成30年度予算に関しましては、町税や地方交付税など歳入の減と、そして大型事業によります歳出の大幅な増が見込まれます。財政状況が厳しさを増す中での予算編成でありました。各担当課には、昨年10月、予算編成方針を示しております。

編成方針では、厳しい財政状況の中で、第2次総合計画に掲げたまちづくりを進めるため、職員一人一人が経営感覚を発揮しながら、全ての事務事業についてデータによって導かれる根拠に基づき費用対効果や優先度を洗い直しまして、事業の選択や集中、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するよう指示いたしました。

各担当者が予算要求をする過程において、データを活用して事業内容を見直すことは、事業の無駄を省き、PDCAサイクルを回すことにもつながります。予算編成を通じて仕事の質を高め、新たな価値を生み出せる職員になってほしいと考えております。

施政方針でも申し上げましたとおり、平成30年度は今後の能登町にとりまして節目となるような重要な事業が実施される年度でもあります。大型事業だけではなく、予算に計上しました全ての事業について職員が一丸となって取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

3番 金七祐太郎君。

3番（金七祐太郎）

今後ますます財政状況が苦しくなるかとも思いますが、今町長が言われたとおり、町長以下、職員が一丸となって事業に当たっていただければと思います。

次ですが、新庁舎、総合支所以外の施策で、町長がこれが目玉だと思う施策ベスト3をお聞かせ願えればと思います。お願いいたします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

金七議員の目玉施策ベスト3というご質問であります。平成30年度は、観光交流人口の拡大施策に重点を置いた予算編成となっております。そのため目玉事業としては、ハード事業においては、観光交流センター「イカの駅」、そして海洋教育研究センターの整備、またソフト事業におきましては、民間宿泊施設魅力向上支援事業が目玉施策ベスト3になるのではないかとこのように思っております。

しかしながら、先ほども述べましたとおり、教育、福祉、防災を初め全ての事業に職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、各分野における議員の皆様にもご協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

3番 金七祐太郎君。

3番（金七祐太郎）

観光交流人口の拡大が主な事業だというふうな話に聞こえましたが、私の思いですが、能登町にはたくさんの観光施設があると思うんです。それでも今までは核となるものがなかったかなというふうに私は思っております。観光交流人口センター「イカの駅」を能登町観光施設の核となるような施設にして、さらなる観光交流人口の拡大をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

防火水槽についてです。

消防水利の一つとして防火水槽があります。防火水槽には、消防庁の消防水利の基準により市街地などに設置される固定型の防火水槽と消防操法などで使用される可搬型の防火水槽があります。また近年では、耐震性貯水槽と呼ばれる震災時の飲料水、生活用水及び震災時の消火対応のための貯水槽もあります。

私たち日本は、地震国家として世界の中でも地震が多発する国だと私は思っております。1997年1月17日、兵庫県南部を襲った阪神・淡路大震災、また先ほども申しましたが2011年3月11日に発生した東日本大震災、ともに広範囲で水道の寸断が発生しておりました。そういう意味からも、火災発生時、また災害発生時の初期消火、生活用水等のためにも、防火水槽、耐震性貯水槽は大変重要なものだと思います。

そこで、まずお聞きします。能登町における防火水槽、耐震性貯水槽の数。また、今ある防火水槽の耐震性はどうなっているのか。また今後の整備計画。ついでに、その設置されている土地の所有区分をお伺いします。よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、金七議員のご質問に答弁させていただきますが、防火水槽については、万が一火災が発生した際に、火災の被害を最小限に食いとめるために、最低限の消火活動に必要な量の水を地中に蓄えておくための水槽で、能登町内には281基設置しております。以前は現場打ち鉄筋コンクリート水槽を整備しておりましたが、近年では工場で製作されました、いわゆる2次製品水槽が主流となっており、耐震性を有している水槽というのは合計で87基となっております。また、消火活動のみでなく、飲料水の供給も兼ねた飲料水兼用耐震性貯水槽につきましては、多額の設置費用と維持管理費を要することから、現時点で町では設置しておりません。

防火水槽が設置されている土地の所有者の区分につきましては、町有地が82カ所、県有地が11カ所、国有地が3カ所、私有地が165カ所、寺、神社地が13カ所、町内会が7カ所となっております。

今後の整備計画につきましては、平成30年度に2基を計画しております。平成31年度以降におきましても、地区からの要望に応じまして、現地を確認の上、設置が妥当と判断された場合には順次計画的に整備していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

3番 金七祐太郎君。

3番（金七祐太郎）

いつ起きるかわからない災害です。そのためにも、今聞いたところによると耐震してあるのが87基と、それもあわせて今後しっかりと整備、耐震化、また多額の予算はかかるかもしれませんが、今後、耐震性の貯水槽も検討してもらえればと思います。

次ですが、土地所有者が個人の場合、当然、固定資産税がかかってきていると思います。この中で防火水槽を町内会で要望、設置したところが昔はよくあ

ったと思います。要望当初は世帯数も多く、町内会で個人の土地所有の固定資産税を負担しているところもあると聞いております。しかしながら、高齢化、世帯数の減等で困っているとも聞いております。

能登町税条例第71条では、「町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減額し、又は免除する」。第2号「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）」とあります。

私が思うには、この防火水槽も公益のために直接専用するものと考えておりますが、町長の答弁をお願いいたします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、町内に設置されております防火水槽281基のうち、公有地以外の私有地等に立地している水槽というのは合計で185基あります。そのうち固定資産税が課税されている土地が169筆あります。町としましては、防火水槽は周辺住民の安全・安心を確保する上で非常に重要な施設であると認識しておりますし、公益のために直接専用する固定資産として固定資産税の減免をすることができるといふふうに考えております。

そういったことは相談していただければいいと思いますが、手続に関しましては課長のほうから答弁させていただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

税務課長 干場勝君。

税務課長（干場勝）

それでは、税務課のほうから防火水槽の土地に係る固定資産税の減免手続についてご説明いたします。

この減免手続は、減免申請により防火水槽の設置に要する面積に係る土地の固定資産税の税額を免除することとなります。固定資産税減免申請書が税務課や内浦、柳田の各庁舎、小木、鶉川の各支所の窓口に備えつけてありますので、必要事項を記入の上、申請していただければと思います。

土地の所有者から減免申請がありました土地の固定資産税については、速やかに対応していきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長（向峠茂人）

3 番 金七祐太郎君。

3 番（金七祐太郎）

申請があれば早急に取り組むということなので、また申請がありましたらよろしく願いいたします。

議長、通告外というか、ちょっと私のあれなんですけど、今の小林市のことです。きのうもまた爆発的な噴火がありました。また長期化するんじゃないかなと思っておりますが、私たち議員も何回か訪問させていただいております。何か小林市に関する情報等があれば、私らも情報なかなか入ってこんので、灰が降ったとは聞いておるんですけど、通告外であります、姉妹都市の小林市のことですので、何か情報があれば情報をお知らせ願いたいのですが、よろしいでしょうか。

議長（向峠茂人）

姉妹都市のことですので許します。

執行部、お答えできますか。

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

姉妹都市である小林市の件でありますので、私のほうからご説明したいと思います。

鹿児島と宮崎の県境にある霧島連山の新燃岳では、ことし3月1日に噴火が確認され、それから現在に至るまで爆発的噴火を続けており、姉妹都市であります小林市が麓にあることから、ご心配の方々も多いかと思えます。

小林市との情報交換の中では、民家などは遠く離れているために被害の発生は現在のところ確認されていないということでもあります。ただ、噴煙による火山灰が風向きによっては小林市内にも降ってきているという状況だそうです。これにより道路などの灰の除去作業や、児童生徒の登下校時のマスクやヘルメットの着用をお願いしているというような状況でありますし、またハウスへの降灰などにより農作物への被害等も確認されたということでもあります。また各種イベントも中止したとのことでした。

能登町といたしましても、ついこの間、断水時には小林市から飲料水ペットボトル2リットルで2,400本の頼もしい支援をいただいたところでもあります。何か手助けできないものかと情報交換を行いながら準備を進めていると

ころでもあります。

また、今月24日には町長と議長が小林市を訪問する予定となっております。今後の状況にあわせまして小林市とも連絡をとりながら具体的な支援方法を固めてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

議長（向峠茂人）

3番 金七祐太郎君。

3番（金七祐太郎）

通告外でしたが、どうも済みません。ありがとうございました。

私たちもできるだけ協力しますので、今後もまた情報収集のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問を終わります。

議長（向峠茂人）

以上で、3番 金七祐太郎君の一般質問を終わります。

次に、5番 市濱等君。

5番（市濱等）

議長のお許しを得ました。ありがとうございます。

私は、1カ月半ほど前に寒波と大雪で大変な町民の皆様には不便と不安を持たれたことに対して、ちょっと質問させていただきたいなと思います。そしてまた、町民の皆様には私のほうからお見舞いを申し上げたいと思います。

そしてまた、そのときに消防団、水道検針の方々、役場の職員の皆様には大変な努力をしていただいたということに対しても、私のほうからお礼を申し上げたいというふうに思います。

昨年の秋、私たちの地域でも大変モミジがきれいで、何とすばらしい秋やなというふうに思っておりました。気象的にいうと寒暖の差が大きかったのではないかなと改めて思い返しております。昨年の暮れから雪が早く、このような事態になるとは思ってもみなかったことですが、今振り返ると、これがまた兆候であったのかなというふうに思い直しております。

さて本題に入りますが、なぜ寒波、漏水に対して災害対策本部を立ち上げなかったのかということに対して、設置しなかったのかということに対して、お尋ねをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員のご質問に答弁させていただきますが、町の災害対策本部につきましては、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るために設置するものであります。その設置基準は、具体的に申し上げますと、大雨、暴風、洪水等の警報が発表され、かつ大規模な災害が発生あるいは発生するおそれがある場合及び町区域に震度5以上の地震または津波被害が発生もしくは津波被害が発生するおそれがある場合。また、その他の状況により必要がある場合というふうになっております。

今回の水道の大規模な断水につきましては、自然災害と言えるかもしれませんが、実情は各家庭の宅内配管の凍結及び破裂による影響で漏水が相次いだ結果、配水池からの供給量が追いつかず、断水被害が発生したものであります。

町としましては、断水が発生した翌日に全課長を集めまして、断水・漏水対策会議を開かせていただきました。会議での話し合いの結果、断水被害の解消には各家庭の水道メーターでの漏水確認が一番有効で即効性があるとの結論に至りました。

こういった判断のもとに、災害時の職員の配置ではなく、各課の応援職員と先ほど議員がおっしゃったように消防団員、そして水道メーター検針員とともに除雪をしながら漏水確認を行うことによりまして断水が解消されると見込まれたため、災害対策本部を設置するには至らなかったということでもありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

5番 市濱等君。

5番（市濱等）

町長のお話しされる規定については、私も理解したいな、そのとおりだろうなというふうには思いますが、私は、災害対策本部が立ち上げられることにおいて町民に一種の安心感、そして期待感が生まれて、住民は今後の生活に望みが湧いてくるのではないかなというふうなことを思うんです。行政の役割としたしまして、地域住民に安心を届ける役割も大きいものでないかなというふうに思います。

告知放送では、朝昼となく大変な事態になっているので我慢してくれ我慢し

てくれというふうに放送が流れてきております。そのおかげで、より一層不安が募って、どこかへ電話せなだめやなというふうな悪循環というか、大きな不安が町中に広がったのではないかなというふうに思います。私のところへも、90歳を過ぎられたご夫婦の方がよく電話をかけられたり、いろんなところから電話がかかってまいりました。やはり私は、現況を把握する災害本部を立ち上げて、災害本部の重立った役員の方が告知器を使い、住民に安心感を持って待機していただけるような配慮をすることも大切ではないかなと思うんです。

もう一つの局面として、水道、水は人体に入るものですから、保健衛生的に、また県の保健所、また保健機関、また医療機関、そしてまた自衛隊などともやはり緊密な連携を図る。そういう訓練にもなるんじゃないかなというふうに思っております。災害のとき、自治体が一番大きなのは住民に安心感を持っていただくということが大切かと思えます。このことも大切と思い、質問をいたしました。

町長、このことに対して少し答弁ございますかね。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員がおっしゃるとおり、確かに災害対策本部を立ち上げるということで町民の皆さんには安心感が生まれてくるとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり設置基準というのもございます。今回の断水は、告知広報、有線テレビあるいはホームページで逐次情報を発信しておりましたが、町民の方々にそういったご不安をもたらしたことは今後の検討課題であると考えておりますし、総合防災訓練での災害対策本部設置訓練を初め、さまざまな機会を通じて今後対策を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

5番 市濱等君。

5番（市濱等）

それでは次の質問をしたいと思います、上下水道漏水は、ほとんど海岸線に集中しておりました。この問題点を検証して今後に生かすべきだと思いますが、この点について町の考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の断水が海岸線に多かったということですが、能都、内浦地区を中心とした漏水の原因ということですが、海岸べりというのは山間部に比べますと比較的温暖で、給水管の保温対策が万全でない家庭が多かったために、海岸べりでの断水が多かったんじゃないかなというふうに推測しております。

議長（向峠茂人）

5 番 市濱等君。

5 番（市濱等）

数年前にも上水道の漏水問題が発生しております。平生でも大規模な水道管の破裂事故が頻繁に起きているというふうに感じております。緊急対策には、万に一つでも異物が混入すれば大変なことになるなというふうな、そんなことにならないようにしていただきたいのですが、可能性はゼロではないというふうに思います。私も何が一番大切な話ですが、先ほどもお話ししましたが、人体に入るものですので保健衛生が最も大切だと、このことも念頭に、できるだけ早く旧管路の布設がえ等をお願いをいたしたいと思います。

また、特に先日の漏水で減免処置の対象の方に、減免の一種の条件として、期限を決めて一度指定業者というか免許を持っている業者に家の周りの総点検をしていただく項目も設ければどうかと私は思うんです。今後、水道事故が少しでも減少する、起きないような方法も必要ではないかなと思って質問しております。

町長、答弁をお願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回、宅内給水管などが凍結しまして、そして破裂、漏水が原因で高額となった上下水道料金につきましては、今回限りの寒波による特例措置ということで特別減免措置を決定しまして、各家庭にお知らせチラシの配布を行ったところであります。

今後におきましては、最新の気象情報に留意しながら、利用者に対しまして水道の凍結防止対策の実施について告知放送あるいはチラシ等を通じた早期の周知を考えておりますが、特に今回、保温対策が万全でなかったことが漏水の一番の原因であろうと思いますので、町の給水工事指定事業者に保温対策を点検、確認していただきながら、二度と凍結による給水管の破裂につながらない工事対策を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

5 番 市濱等君。

5 番（市濱等）

それでは、私は3番目に自動検針システムの導入をという、検討すべきではないかというふうな質問でございますが、この質問に関して、私の調査不足もありまして、今、大手メーカーがしきりに取り組んでいるとのことで、できるだけ早く導入になるよう頑張っていたきたいなというふうに思います。集中システムが構築されますと、漏水箇所が瞬時にわかるようになるということで、瞬時にわかるように早くなればなというふうに思っております。

また、一般家庭への先ほども町長の答弁で保温対策もしっかりやらなきゃならんというふうなことをおっしゃっていましたが、家庭への引き込みの施工図も万全なものをできるだけしっかりと保管していただきたいなと。それから施工図をしっかりつくって保管していただきたいなというふうに思います。

これは、ここで答弁は要りません。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

町政の運営についてということで、大きな見出しではございますが、大変1カ所にまとまったような質問なんです。

先般、宇出津地区で行われた現本庁舎のアンケート調査について、集計結果をどのように参考にするのか。また、このアンケートをどのような思いでとろうとされたのかということを町長、答弁をお願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員のご質問に答弁させていただきますが、新統合庁舎整備に伴いまして、現在の能都庁舎の跡地をどのように利活用すればよいかという

ことが大きな課題として残っております。長年町民に親しまれました庁舎の跡地利用につきましては、広く町民の方々が納得できるよう利活用したいというふうに思っております。平成30年度当初予算にも計上しておりますが、能都庁舎跡地利用検討委員会、仮称ではありますが委員会を設置し議論を重ね、第2次総合計画第7節に載っております公共施設の更新・統廃合、改修による有効活用を実施していきたいというふうに考えております。

その議論をする上で、一番身近に感じ、一番利用頻度が高いと思われる地元宇出津地区住民の方々がどのような考えを持っていらっしゃるかというのを今後委員会で議論をする上で重要な参考意見となると考えまして、その意見を把握したく、今回アンケート調査を実施させていただきました。現在集計中でありますので、集計が出たら、また皆さんにご報告させていただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

5番 市濱等君。

5番（市濱等）

このアンケートをとる前に、町長さん、議会と相談して検討委員会などを先にやられたほうがよかったのではないかなというふうに私は思っております。

私は、新庁舎建設検討委員会で、これは大きな問題として提起をされました。津波が来て、2階まで浸水し、大変危険で現庁舎が使えない。また、昭和47年以前に建築された建物で地震には大変弱い。そして多額の費用がかさみ、だから新庁舎を建てなければならないとして、このような理由から新庁舎建設に踏み切ったのではないのかなと思います。

今さらこの土地を使い、役場以外の公共施設、集会所や関連施設などを建てるということになれば、役場の職員さんはどんなお方がおいでになって、私はちょっと理解できないんですね。また、役場の職員さんの安心ばかり考えているのかなと。住民のことは本当に考えておいでになるのかなというふうなことをちょっと危惧するわけでございます。私はこれを聞いて、新庁舎の建設の根幹を揺るがす話ではないかなというふうなことを感じるわけでございます。

現本庁舎の跡地は、それともう一つ、宇出津地区住民の方々だけの本庁舎ではないなというふうに私は感じておるんです。宇出津地区以外の町内会長さん、そして区長さん、我々ほかから選出されておる議員の方々もどう感じておいでになるのかなと。このようなことはあってはならないと思うのだが、町長さん、何か思いがありますか。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回のアンケートに関しましては、現能都庁舎建物の利活用ということではなくて、能都庁舎が引っ越した後の土地も含めた跡地の利活用ということでアンケートをとらせていただきましたので、必ずしも建物の利用とかそういうことではないということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

5 番 市濱等君。

5 番（市濱等）

それでは、建物ではないんだよと。土地を利用して何かをつくりたいなというふうなことではなかろうかなというふうに思います。

私は最後にちょっと自分の思ったことをお話しさせていただきたいと思いますが、やはり町民あつての行政であろうかなというふうに思います。どうか役場の職員さんも大切ですが、町民の立場に立って行政をやっていただきたいなと。

これは皆さん、そういうことは十分に考えておいでになると思いますが、私は最後に、福島県の二本松町にある二本松城址にこういう戒石銘碑があります。

「なんじの俸、なんじの禄は、民の膏、民の脂なり。下民は虐げ易きも、上天は欺き難し」というふうな戒めの言葉がございます。

寒空に夜中をかけてイカを釣り、時折吹きつける寒風にネギを起こし、冷たい川にスコップを突き刺して建設に携わる方々の血税を使っております。このことを心に銘じて、官僚の皆さん、どうか今まで以上に職務に励んでいただきたいなということをお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

以上で、5 番 市濱等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここでしばらく休憩いたします。議場の時計で10時55分から開会いたし

ます。(午前10時44分)

再 開

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時55分再開)

次に、1番 馬場等君。

1番（馬場等）

今回も最初に、前回に引き続き能登町の財政についての質問から始めます。

私が何度も何度も財政について質問するのは、皆さんと同じように能登町が10年先も20年先も、それ以上存続してほしいからです。そのためには、将来の世代に過剰な負担を残さないように今しっかりと財政の持続可能性をチェックしたいと思うからです。それが今責任ある立場にいる私たちの使命だと思います。その思いを皆さんと共有しながら一般質問を始めたいと思います。

平成30年度の一般会計の予算の総額は178億7,300万円です。前年度当初予算比では21.1%増と大幅な伸びとなっています。この金額は、穴水町と珠洲市の一般会計予算の総額を足した金額を上回っています。増額の主な要因は、新統合庁舎及び柳田地区と内浦地区の総合支所整備などの大型プロジェクトによるものだと思います。

一般財源である町税や地方交付税が年々減少する中、この大型プロジェクトによりふえる約25億円の財源をまずどのように手当てするのか、お聞かせください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、馬場議員のご質問に答弁させていただきますが、今回提案しております平成30年度一般会計予算は、議員おっしゃるように前年度比21.1%、31億1,000万円増の178億7,300万円と過去最大規模の予算となっております。その要因は、新統合庁舎整備事業や海洋教育研究センター整備事業、そして小木地区都市再生整備計画事業などの大型事業によるものであります。

議員ご指摘のとおり、町税や地方交付税など一般財源は減少しておりますが、この大型事業につきましては、国庫補助金、町債、基金によって財源を手当て

しております。このため30年度の歳入予算では、繰入金が13億6,653万9,000円、町債が47億4,950万円となっております。

繰入金の内訳ではありますが、新統合庁舎整備事業や総合支所整備事業の財源としまして、これまで準備してきております庁舎建設基金2億4,500万円、そして海洋教育研究センター整備事業やふれあい公社出資金、地域振興費などの財源として合併振興基金1億7,540万円、遊休施設解体の財源として過疎地域自立促進特別事業基金1億1,530万円、繰り上げ償還の財源としまして減債基金4億2,000万円、一般財源として財政調整基金3億3,588万5,000円を取り崩す予定にしております。

なお、町債につきましては、新統合庁舎整備事業、総合支所整備事業、海洋教育研究センター整備事業、小木地区都市再生整備計画事業の4つの大型事業で計28億5,780万円の起債を予定しております。この町債全体の60.2%を占めているということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

1番 馬場等君。

1番（馬場等）

有利な記載と基金を取り崩し対応するということかと思います。一般家庭に例えば置きかえれば、家を建てる資金として低金利のローンと貯金を取り崩すということかと思います。ただ心配なのは、この家のあるじの給料がふえないどころか少しずつ減り始めている。貯金がなくなっていくうちに、あるじは稼ぎを多くしなければならない。そして、いつまでも親が元気であるかどうかもわかりません。

前回、一般質問のとき、町長は、地方交付税の減額を補う財源は同じく一般財源となる財政調整基金繰入金しかないが、財政の持続可能性を確保するためには基金繰り入れにできるだけ頼らない財政運営をしなければならない、歳入減に見合う歳出削減をしなければならないと答えられました。

もちろん私としても当町にとって必要なものは整備すべきだと思います。大事なことは、財政の持続可能性が担保されているかどうかということだと思います。この大型プロジェクトにより、当町の財政状況はどう変わりますか。経常収支比率など幾つかの財政指標を挙げて説明してください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員ご質問の財政指標についてであります。まず経常収支比率につきましては、経常的な収入と経常的な支出の割合ということでありまして、大型事業などの臨時的経費はその計算から除かれます。そして、分母の経常的な収入では町税や地方交付税の減、分子の経常的な支出では公債費の増が予測されますので、経常収支比率も数ポイント上昇するものと予測しております。また、29年度には過去最高額を計上しております除雪費の大部分というのは維持補修費として経常的な支出に計上されるなど、不確定要素も含んでいるということでもあります。

また、その他、実質公債費比率等の健全化判断指数につきましては、29年度からの積極的な繰り上げ償還の実施を見込みますと、中期的には横ばいで推移するものと推計しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

公債費比率、それから経常収支比率も若干悪くなるというような今のお答えでしたが、特に経常収支比率が高くなるということは、財政の硬直化を招きます。そこら辺、しっかりと見守っていきたいと思います。

ここで、財政錯覚という言葉があります。これはご存じかどうかちょっとわかりませんが、簡単に言うならば、私たちが支払う税金、使用料などの負担よりもはるかに多くの行政サービスを受けているのに、その認識と実感がないことです。そして、行政サービスが安く得られるものと勘違いしてしまう。つまり行政サービスに対し、私たちは受益と負担との関係を正確に認識できなくなっていることです。

能登町のように自主財源が14%、依存財源が86%というところは、そういう錯覚が常に起こりがちです。その意識もなくなるのではと心配しております。

そして私が心配なのは、住民だけではなく、行政組織の中にも財政錯覚というのがあるのではないかと感じることです。どういうことかという、前回の一般質問で、私は当町は自主財源の比率が14%で依存財源の比率が86%、財政力指数が0.2という指標を挙げて財政の脆弱さを指摘したとき、町長は次のように答えられました。地方公共団体の財政運営におきましては、自主財源が多いか少ないかではなくて、一般財源が確保されているかどうかことが重要ということになります。当町の一般財源の大半を占めております地方交付税は、

全ての地方公共団体が自主財源の多い少ないにかかわらず一定の公共サービスを提供できるように国により財源保護されているという考えですと答えられました。

ここで気になるのは、「自主財源の多い少ないにかかわらず」というところと、もう一つは「国により財源が保護されている」というところです。ここに当町における財政錯覚があるのではないかと思います。国の方針は、歳出規模と地方税の収入との乖離をできる限り縮小するという観点に立って、自主財源である地方税の充実強化を図るとなっています。それをやらないで、国により財源が保護されているという安易な考えでは、コスト意識が希薄となり、事業の見直しや歳出削減の意欲が低下し、極端に言えば不要な箱物をつくりがちになるのではないかと心配しております。

さらに、国は、三位一体改革などにより地方にできることは地方にという国の関与を縮小し、地方の権限、責任を拡大して地方分権を一層推進することを目指すとしています。今の当町においては、もちろん国からの財源に頼らざるを得ない状態なのはわかりますが、能登町として存続していくためには、自主財源を多くし、財政基盤を強固なものにするのが何にも増して重要なことだと思います。

できれば町長の考えをお聞かせください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

馬場議員がおっしゃるように、自主財源の確保、増というのは、理想論では確かにそうであります。しかしながら我々能登町のような脆弱な自治体にとっては、それは逆立ちしても無理なことではないかというふうに思います。やはり国の支援、県の支援に頼らざるを得ないのが現状かなというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

ちょっと残念なお答えかなと思います。それは自主財源でやるということは無理なことは自分でもわかっております。ただ、町としてその方向に進んでいくということが必要じゃないかなということで、ちょっと言わせていただきま

した。

それでは次に、第3次能登町行政改革大綱についてお尋ねいたします。

行政改革の一つとして進められている定員管理の適正化についてです。

普通会計において、平成26年4月1日現在の職員数248人を平成31年4月1日現在230人として18名の削減をすることとなっています。本大綱の推進に当たっては、チェック機関として、町政についてすぐれた識見を有する者で構成する能登町行政改革推進委員会があるとのことですが、進捗状況のチェック及び評価、意見などはどうなっていますか。お聞かせください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、能登町行政改革推進委員会では、町が行います能登町行政改革大綱の策定及び推進に対しての評価をいただき、必要な助言などのご意見をいただいております。委員には、区長、商工団体、女性団体、学識経験者の方々を委嘱しておりまして、合計9名の方が委員となっております。

昨年11月28日に行われました委員会では、平成29年度の実績で計画数235人に対しまして231人となっており、計画どおり進んでいると評価いただいているところであります。

議長（向峠茂人）

1番 馬場等君。

1番（馬場等）

平成30年度の予算資料で比較すると、計画が231人に対して237人となって6人過剰となっております。計画どおりにこのままで31年4月1日に18名の削減は可能でしょうか。お聞かせください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、定員管理適正化計画では、平成26年4月1日における普通会計職員数248人を平成31年4月1日までの5年間

で18人削減し230人とする目標を設定し、取り組んでおります。4年目となります平成30年度の目標数値は231人ではありますが、当初予算資料ではこれが237人となっておりまして、大幅に差異があるのではないかとこの質問だと思います。

定員管理におきましては、特別職や短時間勤務の職員は含まない人数となっております。ですので、平成30年度の特別職の3名、短時間勤務の2名を差し引きますと計画231人に対しまして232人となり、1人多くなります。行政改革によりまして行政職は計画より減としておりますが、保育園での障害児の対応などで保育サービスの充実のため保育士を増員したことが主な要因となっております。

また、計画では、人員の異動や配置などで職員の業務内容が変更しまして特別会計から普通会計へ異動するなど会計間の異動により人数が増減する場合がありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

前回の一般質問のときにも、定員管理、なぜ今こういう質問をするかということ、人件費が能登町はほかの市町に比べて多いんじゃないかなということで、それは町税というか税金が少ないにもかかわらず人件費が高い。そういうことを見ながら思ったんですけど。今回も平成30年度の予算を見ていると、人件費がそのまま高い推移をしているかなと思いますので、こういう定員管理一つずつやっていくことが人件費を削減。そうすることによって経常の経費も少なくなり、少しでも一般財源が残るのかなと思っております。

それと、これは言っていない質問なんですけど、人件費ということで出てくる職員さんとかいろいろあるんですけど、臨時職員の数というのは人件費として出てこないということを聞いているんですけど、臨時職員さんは、例えば増加しているのかどうか。それは今お答えできますか。していただけますか。臨時職員の数なんですけど。ちょっと難しいですか。

議長（向峠茂人）

これは通告外ですので。

1 番（馬場等）

わかりました。臨時職員の経費というのは事務費か何かになっているという

ことを聞いておりますので、正確に人件費として上がってこないということで、臨時職員がふえていると何かそういうほかの経費が上がってきているよということになるかなと思います。

では、次というか今の関連的な質問なんですけど、第3次能登町行政改革大綱は平成31年度で終わります。平成32年度からは新統合庁舎及び柳田地区、内浦地区の総合支所の体制が始まることにより、定員管理の適正化の問題は当町にとってはさらに重要な課題となってくると思います。平成32年度以降の定員管理の基本的なプランが今あるのかどうか、お答えください。お願いいたします。

これも言うてないかもわからないですけど、もし答えられれば。そういう計画、定員管理が31年度で今回のが終わるものですから、32年度以降、新たに。

議長（向峠茂人）

できたら通告に従って質問していただきたいと思います。

1 番（馬場等）

はい。またこれは。

議長（向峠茂人）

一般質問終了後でよろしいですか。今説明を受けますか。

1 番（馬場等）

今答えられるんでしたら、答えていただければと思います。

議長（向峠茂人）

一般質問終了後、説明を受けてください。

1 番（馬場等）

はい、わかりました。

それでは、最後の質問になります。

建設系の公共施設のコストを考えると、私たちは建物の設計及び建設費、これをイニシャルコストと言うんだそうなんですけど、それだけを考えがちですが、この施設を何十年と維持管理するために必要なコスト、これがランニングコストがかかります。そして、そのランニングコストは、イニシャルコストの約3倍かかると言われております。そして、もちろん最後に取り壊しの費用もかか

ります。言うならば、海に浮かぶ氷山のように、見えている経費よりも多くの経費がかかるわけなんです。だからこそ公共施設を維持する財源を確保するためには、既存の公共施設の見直しや削減も必要となると思います。

能登町公共施設等総合管理計画では、建設系公共施設の延べ床面積の総量を2026年度までの10年間で20%、40年間で40%の削減を目標として掲げておられますが、まずは2026年度までの10年間で20%削減となっています。その対象施設の選定やタイムスケジュール、それに伴う住民の皆さんとの話し合いなどはできていますか。お聞かせください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、馬場議員のご質問に答弁させていただきますが、全国各地では、昭和38年から48年代の高度経済成長期以降において、都市化が進みまして、急激な人口増加や住民の利便性の向上のために数多くの公共施設が整備されてきました。これらの公共施設は老朽化が進み、改修や建てかえなどの更新時期を迎えているとともに、人口減少や少子化の進展によりまして公共施設の利用需要も変化してきております。当町でも、持続可能な行財政運営を進める上で大きな課題となっているのが現状であります。

こうした状況におきまして、公共施設のあり方については、平成28年度に能登町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。当町の所有する公共施設を大別しますと、インフラ系と建築系公共施設とに分類されます。議員質問の建築系公共施設、いわゆる箱物については、当町では319施設があります。延べ床面積は20.42万平方メートルで、人口1人あたりに占める面積というのは11.62平方メートルとなります。この数字は、全国の平均人口1万から3万人の自治体では平均5.24平方メートルということで、2倍以上の面積を占めているということになります。

計画期間は、中長期的な視点から平成29年度から平成38年度までの10年間をまず第1期としまして、削減目標は延べ床面積で20%削減するものとしております。現在、31施設が廃止、除却、解体予定の対象リストに上がっておりまして、解体等の事業の平準化計画をするに当たり、この31施設の年次計画等を作成して実施しているところであります。

また、この施設のほかにも建てかえで他の施設との合築や、地元より急遽解体の要望もあると考えられますので、年次計画の施設も追加ということになるかと思っております。第1期の10年間の削減目標の31施設については、

老朽度、危険度の高い施設、未使用で近隣周囲に悪影響を及ぼしている施設がほとんどであることから、町民との情報の共有というのは特に行っておりませんが、愛着のある施設や再利用を希望する等もあることから、町では地元との情報共有化を図りまして事業を実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

今町長が言われたとおり、新しいものの建築へそれを建てていくには削減ということもやっていかないとけないということ。それは当然なことだと思います。

公共施設に関しては、将来世代へのツケ回しに何ら痛みを感じずに行政頼みにしがちですけど、その意識も自分らは改める必要があると思います。私たちは受益者負担を強く持たなければならないと思います。行政サービスには適正な対価を支払う。公共施設の使用料の負担をふやすことも考える必要もあるかもしれません。

それとともに、最後になりますけど、行政の皆さんには、先ほど町長のほうからも言われましたが、能登町の施設らの現状を地域の皆さんに知っていただき、今後の運営のあり方を一緒に考える。そういう機会を少しでも多く持っていただく。そういうことを強く希望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

以上で、1 番 馬場等君の一般質問を終わります。

次に、2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

公明党の田端雄市でございます。

最初に議長にお許しをいただきたいんですが、議会広報特別委員長としての発言を許可をお願いします。一言だけ。

議長（向峠茂人）

よろしいです。

2 番（田端雄市）

ありがとうございます。

この2月に議会だよりをページ数をふやしまして16ページにさせていただきました。そして、今度の当初予算で新たにその印刷費を予算計上させていただきました。本当にありがとうございます。

もう1点は、きょうの一般質問につきまして、有線放送で質問者と、それからその質問のテーマを公開していただきました。担当者の方ありがとうございます。

この2つにつきましては、議会の活性化、それから活発にさらに議会をしていく、そういう思いでお願いしたものでありますし、また一般質問の公表、公開につきましては、町民の方からのご意見を受けてお願いしたものであります。どうかまたこれに倍して、さらに活性化を図っていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入っていきたいと思います。

質問は、就学援助費の支給体制についてということで質問を掲げさせていただきました。

この就学援助費につきましては、所得の低い家庭におきましての子供さんの義務教育に対して、この4月から進級、それから入学される子供さんに対して就学を援助していこうという思いのところから生まれてきている施策であります。

この就学援助制度につきまして、昨年、29年の3月末で補助金の交付要綱の改正がありました。それに基づきまして昨年12月の定例会、所管の委員会の審議の中で教育長に3月の支給はできますかというお話をしましたところ、検討しておりますと、このような返答でございました。大変ありがたいな、こう思いまして今回の予算書を待っておったところでございます。

この間の委員会の審議では、どうもこの3月、支給がなされていないんじゃないか。こう思いましたので、どうしてできなかったのか答弁をお願いします。

議長（向峠茂人）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、田端議員の質問にお答えしたいと思っております。

4月入学の就学援助につきましては、新入学児童生徒学用品費として支給しております。平成29年度までは町内の小中学校に在籍している児童生徒を対象に支給しておりますが、平成30年度以降については就学前支給を実施する

予定であります。田端議員言われましたとおり、今の3月に支給はしておりませんが、平成31年度の新入学児童が対象となっております。具体的には平成30年度秋ごろに申請を受け、入学前の3月に支給することを想定して規約の改正を行っております。

新入学児童生徒学用品費につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の単価が実費に合ったものとするため拡充されたものでありまして、当町においても補正予算により対応したところでもあります。

文部科学省の平成29年7月の調査によりますと、4割の市町村が小学校入学前に学用品費等の支給をしております。国の補助金要綱改正により影響されたものと考えております。

低所得者世帯の児童生徒につきましても円滑に義務教育を受けることができるよう、きめ細かな就学支援を実施していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

確認をさせていただきたいと思います。

そうしたら、今ほどの私の質問で、30年度に対しての3月支給はないけど、翌年度、31年度の、来年の入学、進級に対しては対応できるという話ですね。ありがとうございます。それだけでもありがたい話だなと思います。

ただ、この就業援助費につきましては、現実に変な中での生活をやっておいでの方がどうしてランドセルを、学用品を世話するかということを考えて、そして悩んでいるのも実際なので、そういう意味ではしっかり対応していただきたいと思います。

これにつきましては、先ほどお話あったとおり40%が全国で実施する、または実施する予定であるという報告がなされておりますし、先般の国会の質問でも我が党の魚住参議院議員が安倍総理に尋ねまして、安倍総理からしっかり周知と、それから徹底をしていきたいという答弁をいただいたところであります。これにつきましては、そういう思いで待っておいでの方がおいでということをしつかり受けとめて進めていただきたい、このように思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

この就業援助費同様、予算の組み方、我が町の予算の決め方も国や県の動向を見ながら、そしてその対応をしていくことが大事なんだろうなというふうに思います。通常国会で補正予算が成立しまして、18年度の予算も衆議院を通

過しました。各自治体は、国の予算を先取りする形で事業の公表を行っているようであります。

私はラジオでいつもNHKを入れるんですけども、NHKは富山のほうを入れるんですけども、富山のNHKを聞いておりますと、この間もことしの一つの政府のテーマは教育費の負担の軽減ということを挙げておりましたので、どこの自治体か忘れましたが、年収の階層に応じて保育料の負担の軽減を図る。このようなことも放送されておりました。それを聞きまして、国の予算に連動した形で対応しているんだなということも改めて感じたところでございます。

その意味で、町長にお聞きしたいのは、今回我が町で提出された議案の中で、国会の予算に対応する町長の一押しの施策をご紹介していただきたいと、このように思います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員の質問に答弁させていただきますが、国のほうでは2018年度予算案を2月28日に衆議院を通過しまして、現在参議院で審議されております。国予算案は、議員ご承知のとおり、人づくり革命、生産性革命、財政健全化を3つの柱といたしまして経済再生と財政健全化を両立する予算としております。

対応する町予算であります。人づくり革命では児童福祉や教育・文化財保護、そして生産性革命ではインフラ整備や農業農村整備など、多岐にわたっております。また、普通交付税や特別交付税で手当てがされる、いわゆる地方財政措置される項目も多数あるということでもあります。

平成30年度の町予算におきましては、新規や拡充した事業の中で、まず地方財政措置がされるものでは、消防団員報酬の見直しや準中型免許取得への助成等、消防団員確保対策が挙げられます。また県営ではありますが、圃場整備事業の大幅な増額も国予算に対応したものとなっております。

第2次総合計画に掲げました第1次産業の振興において、農地の大規模化や集約化を促す圃場整備事業というのは非常に重要な事業であると思っておりますので、国と連動した一押しの施策ということになれば圃場整備事業を挙げたいというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

ありがとうございます。後でまた町長が挙げられた事業につきましては精査して、また見ていきたいと、こう思っております。

私のほうは、今回、今国で議論されている大きな国会でのテーマが事業承継ということが大きなテーマの一つになっている、こういうふうに思っております。

ちょうど県選出の宮本周司参議院議員が予算委員会で質問されておりました。能美市を例に挙げておられましたが、まことに現場の状況を踏まえた質問となっております。団塊世代が75歳に近づき、事業のその後の後継者のなり手が問題となっております。全国で廃業する事業者の半数が黒字であるという本当に大変な問題になっている。この問題の詳細はおきますけれども、私は、本町の、能登町の事業承継の取り組みについてお尋ねしたいと思っております。

当町で以前から気になっていたのは、能登町のブランド、赤崎のイチゴの数年先、10年ぐらい後の姿どうなっていくのかなということであります。10年たったら60代の就業者はいないと思います。

本年、1軒のイチゴ農園が廃業されました。分割した形で畑を譲渡し、譲渡された方は、イチゴもつくるかもわからんけれどもイチゴは本業じゃない、野菜をつくっていく。そのように聞いております。能登町の赤崎のイチゴといえ、ある意味で歴史をつくってきたと言ってもいいぐらいではないかなと、こう思います。本当にもったいない話やな、何かすることがなかったのかなということも後で感じました。

前年は8軒の農園で赤崎のイチゴが運営されていたと思います。今回この1軒廃業されたわけですが、その1軒が廃業されたことによつての集客力、そういうのは前年と比べてどれくらいになるというふうに見られておるのか、ちょっと答弁をお願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員のご質問に答弁させていただきますが、田端議員おっしゃるように、赤崎いちご園の農家数は、昨シーズンまで8軒の農家が観光農園を営んでおりました。来年度から、最大のイチゴ農家が高齢により観光農園をやめられるということで7軒の農家になります。ただ単純に8分の1減るので

はなくて、作付面積でいいますとハウス、露地を合わせますと2割強減ることになります。そうなりますと、やはり集客といいますか観光客の皆さんも人数は何人とか言えませんが、かなり減るものということで予測できるというふうに考えております。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

先ほどもお話ししましたが、本当に残念やなど。町のブランドとするんだったら、もうちょっと何か手の入れ方があったのではないかな。もっと高度な機関をもって対応していかなくてはいけない。あと残った7軒を何とかしっかり守っていつていただきたいと思いますけれども。

イチゴ農家について深く、私、今回話ししようという話じゃないので、そこはいいんですけど、町の事業承継の問題、そういう課題は赤崎のイチゴについては一例として挙げたわけですが、さまざまな場面に見られるわけでございます。農業もしかり、商業、建設業もそうだと思います。

先日、商工会長の酒屋さんにお話を聞きました。事業承継については、なかなかその期間になるまで廃業するとかしないとかという意思がわからない。早目にわかれば何とか何かできたことがあったかもわからない。このような話をされておりました。

さきの宮本参議院議員の答弁に、安倍総理は、商工会にもこの事業承継を周知して、その活動を支援していきたい、このような答弁をされておりました。

18年度予算に事業承継診断の項目が盛り込まれております。これは後継者、またその廃業リスクなど、いち早く気づきの場、機会を持って対応するための事業であります。

また、17年度の補正予算では事業引継ぎ支援センターの、県にあるらしいんですけど、人員を拡充して、そして相談体制の強化もしていきたい。このような予算も盛り込まれました。小規模事業者を健全に、そして活性化させていくことが商店街を元気にさせる。それが次、町民の購買意欲にもつながってくる。このように思っております。

具体的な町の後押しとして、商工会の職員の訪問活動を活発にして事業者の悩みに寄り添い、健全な事業にするための具体的な支援。もちろん廃業を選ぶ人もいるかもしれない。それはそれで、また次のスタートにしてあげられるような、そういう支援をしていくことが大事でないかなというふうに思います。

そのような活発な商工会の活動ができるように、商工会に対する人的、また

財政支援をさらに拡充していくときに来ているのではないかと考えております。

全国同じような悩みを持っているわけなので、どこも一緒だと。誰がいち早くその悩みのところから抜け出すか。これが今の課題だと思います。これらの施策を取り入れて、まず商工会をサポートして、そして小規模事業者の支援を行っていくべきだと、このように思います。

細かく言いますと、イチゴも一緒。農業をする人が来た。それはそれでうれしい話ですけれども、でもそれじゃない。当町にとってはイチゴをつくる人、イチゴ農園をする人を連れてくる。そうでないと直接的には赤崎のイチゴのブランドは守れない。こういうことだと思います。

何事も目標を明確にして具体的に絞り込んでいかないと、力が出ないし知恵も出ない。そのように思います。そういったところにしっかり支援をしていくのが私は行政の仕事であると、このように思います。

どうか商業者、確かにその人の仕事やからその人が最終的にやるんだということももちろんですけれども、行政としての支える支援の仕方がないのかということ現場に入って、現場を知ることから何をすべきか、何を支援すべきかということを考えていただきたい、こう思います。そうしたサイクルとしての運動論を町が指導していくような、そういう体制を確立していただきたい、こう思います。

まず、しっかり商工会を支援するお考えが町長にあるのかどうか、それをお答え願いたいと思いますし、私が今お話ししたことについて総括して町長の感想をお聞きしたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員のご質問に答弁させていただきますが、当町の事業者は、小規模事業者が大多数を占めているということでもあります。そして小規模事業者の高齢化に伴いまして、後継者を確保することが難しくなっているという現状があります。

町の商工会では、経営改善普及事業の相談事業といたしまして、事業所への巡回指導や窓口指導での事業承継や廃業の相談、金融や税務等の相談など今年度の上半期では550件の相談指導を行い、そしてその中の事業承継指導では3件の創業実績があったというふうに伺っております。また、事業承継の講習会開催や金融あっせん、事業主の事務代行や記帳継続指導なども行っているということでもあります。

商工会への町の支援についてであります。商工会への補助金は、経営改善普及事業に対しまして県補助金及び町補助金の交付によりまして経営改善普及事業指導職員や嘱託職員、合わせて9名の人件費を補助しております。町補助金につきましては、平成21年度以降、定額の1,304万円を補助しております。

経営改善普及事業は、昭和35年の商工会法制定に基づく事業といたしまして、商工会に指導職員を配置し、管内小規模事業者の経営改善又は技術の改善発達のために相談や指導を行う事業ということであります。商工会には、事業承継を含む経営一般の相談、指導など経営改善を強化し、町商工業の経営支援体制のさらなる充実と地域の総合的経済団体として、また指導団体としての役割を果たしていただき、地域経済活性化を図っていただきたいというふうにも思っております。

当町におきましては、平成28年度より創業・継承支援事業補助金制度を創設しております。新たに創業する事業者や町内で営まれている既存事業の継承や承継者の事業拡充に対しまして、商工会との共有認識並びに金融機関と連携し補助金を交付いたしまして、産業振興や雇用の推進を図っているところでもあります。

事業承継につきましては、議員おっしゃるように全国的に重要な課題となってきましたので、今後は国の予算、税制上の措置等の支援施策を注視してまいり、町としても取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

ありがとうございます。さまざまな支援の手が現在あるということですので、あとは、さらに魂を入れていくという活動をお願いしたいと思います。今あるものをしっかり活用し、それを現場の隅々まで行くような形で行動をとっていただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目の質問に移ります。

今後のふれあい公社の運営についてということで質問をさせていただきたいと思います。

今回の予算で柳田食産をふれあい公社の運営に加えられました。加えるということで予算を出されております。公社の運営に対しては、町にとってそのときそのとき、それぞれ公益性と公共性など意義あるものとして運営されてきて

いるものと思っております。

それでも合併して13年がたちました。公社運営としてきたものも当初から考えると13年たったわけですので、その公共性や公益性という意味も少しずつ変わってきているのではないかと、こういうふうに思います。そこら辺はしっかり見ていかななくてはいけないところもあるんじゃないかな、こう思います。

昨年、28年度のふれあい公社の運営の資料をいただきまして、少し見させていただきました。それを見まして、代表的な宿泊施設、やなぎだ荘などの4施設を含むふれあい公社の指定管理料が2億5,000万、その他の施設の指定管理料を加えると、ふれあい公社で5億を超えているというのが今の指定管理料の話になります。そのほかに改修費用なども投入しての運営がなされているということでございます。

指定管理料、この金額は、単純に考えられませんが、いまだ批判がある庁舎建設の金額と比較すると、10年もたったらもう一つ役場が建つ、これくらいの金額になるということです。そういう比較は単純になりませんが、この金額の大きさについてはしっかり注視していかななくてはならない、こう思います。

時に応じて事業をつくって、施設の必要も理解しながら、議会としても承認されてきたところだと、このように思います。また、今年度予算においてもさらに公社施設となるであろう計画も出されている。ふれあい公社は、そうして考えますと大きく膨張していくばかりに見えます。それに合わせて指定管理料もさらにふえてくるということは当然考えられる話です。

一方、町長が公社の社長であるがゆえに、ある意味、指定管理料を初め改修、補修費もほとんど深い審議もされないで予算化されていく。この形というのは健全なのか、非常に疑問に思うところでもあります。すなわち町長が公社の社長であるということは適切でないのではないかと。このようにして考えるものがあります。

この私の懸念に対して、町長はどのようにお答えされますか。また、公社の社長でもある町長は、指定管理料がどんどんふえるという心配に対して、ずばり言いましたら収益を上げて指定管理料を抑えることができる。そういう意味では、収益を上げるためにどのような具体的な指示をされてこられましたか。そこら辺のことを端的で結構ですのでお答え願いたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、田端議員の私が公社の社長をしている件についてであります、これは以前にも何度かいろんな議員の皆さんから質問をいただきました。私としては、決して社長職に固執しているわけでもありませんので、適切な方がいらっしゃれば社長を引き受けていただければという思いでありますし、その考えは変わっておりません。

そして指定管理施設につきましては、管理施設と営利施設があります。宿泊施設等のような施設には町からは指定管理料を払っておりませんので、その辺も誤解のないようお願いしたいと思っています。

そして指定管理料に関しましては、ふれあい公社から提出されております事業計画案を確認した上で年度ごとに決定しておりますので、適切な管理料であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

特に収益を上げるためにこんな指示をしたとかというのはないんですか。町長。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

やはり収益を上げるのは宿泊施設だと思います。それに町も連動しまして、例えばのっとりんパスポート、あるいはレンタカーの助成などをやっております。それによって3年連続で宿泊客も10万人を超えているということで、ある意味、一定の効果は出てきているのかなと思っていますが、これからもさらに観光客誘客に向けた取り組みをしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

ご自分が指示されたということではないんですか。収益を上げるためにこんな指示をした。特別そういうことはないんですか。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

やはり宿泊業というのはサービス業でありますので、接客、接待というのが一番大事だと思います。そのためには、きれいな服装で、清潔な服装で、そして言葉遣いもしっかりとして。そういうことは指示をしております。ただ、これがあるからふえるとかいうものでもないと思いますので、やはり宿泊業というのはあくまでもサービス業で、接待というのが一番大事かなというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

現場に行くという機会もなかなかないと思いますので、具体的なこういう形という話はなかなか難しいのではないかなということも思います。そういうことも踏まえると、先ほど言ったとおり町長が社長であるということはなかなか難しいところがあるんじゃないかなというふうにして思います。

また、先ほどお話ししたとおり、13年たってきたものがそのまま持ち上がりというのは、意義、公共性とか公益性というのも変わってきているから、そういう意味では、これは極端に言ったら廃止したほうがいいんじゃないかということも出てきて、それを議論するというのも大事なところと考えますと、これを町長にしてくださいというのは非常に酷な話かなというふうにして私も考えております。

そういう意味では、先ほど言ったとおり、先ほど町長が言われましたけれども、適切な人がおれば譲りたいというお考えであるということですので、これについて今でも考えは変わっていないという話ですので、私は広く全国公募ぐらいで能力のある人を社長に迎えて抜本的な運営をするべきでないかなと、このように考えます。必ずそういった能力にたけた人が私はいると思います。

指定管理料を私は問題にして言ったわけですが、ちょっと紹介しますと、静岡県の掛川市に掛川城というところがあります。ここは指定管理料、公園の前のところですが、あそこを3,000万で指定管理料をやった。それをある人に渡したときに、その人が3年間で私は指定管理料一銭も要りませんと、こう言って実際に運営しましたところ1年目に1,200万、2年目

に600万、3年目はゼロということで、今10年の計画が2014年から始まっている、このように聞いております。

ですから私は、そういう才能にたけた人は必ずおるはず。全国公募として、それをしっかり町で受け入れていく。そういった度量の大きさも必要でないかなというふうなことも考えます。

こういった考え方について、町長はどのように思いますか。もしあれだったら全国公募をやっていただきたい、こう思います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

全国公募に関しましては、公社も株式会社でありますので、役員会等に諮って検討させていただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

しっかり公社の運営、長い先ですので、私は先ほどお話ししたとおり、ふれあい公社が持っている施設については、そのときそのとき、町にとって必要なものやと、こういう議論の中で維持してきているものだと私は思っています。そういう意味では、生かせるものはしっかり生かす。そして時間がずれてきた、意義が薄れてきたものに対しては英断を持ってしっかり廃止するなりして収益を上げられる、そういう組織にしていきたい、こう思っております。

以上で私の通告の質問が終わりました。

ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

以上で、2番 田端雄市君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から開会いたしたいと思います。
(午前11時59分)

再 開

議長（向峠茂人）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。（午後１時００分再開）
次に、９番 河田信彰君。

９番（河田信彰）

発言の機会をいただきましたので、通告に従い質問をしたいと思います。
初めに、除雪対策について質問いたします。

ことは１月に引き続き、２月までも大雪に見舞われ、現在も主要な道路や海岸地域ではほとんど雪が見えなくなりましたが、山間部では農地や屋根の雪などの蓄積により家の周りはまだまだ雪がたくさん見られ、生活や農業などに不便を感じている方も多いと思われます。

また、２月５日から８日にかけて、福井県や石川県加賀地方で記録的な大雪となり、その影響で石川県と福井県を結ぶ国道８号線では一時１，５００台の車が立ち往生したのは記憶に新しいところであります。

冬期の道路交通確保は、日常生活や社会、経済活動を維持するため極めて重要な施策です。日常生活においても通勤通学圏の拡大、地域間の物流の拡大などにより、一層の安全で確実な冬期道路交通の確保が行政に求められるようになってきております。

そのため、町では、道路の除雪対策については、機械除雪を基本としながら、河川水や地下水などを利用した消雪施設の設置、市街地などの排雪及び雪の捨て場の確保に努めていると思われます。

そこで、町長にお尋ねします。町民の生命と財産を守るべき立場から、町としての除雪対策についての基本的な考え方をお聞かせください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、河田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

当町の除雪対策につきましては、毎年、能登町道路除雪実施計画に基づきまして、冬期間における交通の確保を図り、産業経済の振興と民生の安全を確保することを目的として道路除雪を実施しております。

除雪の方法といたしましては、除雪機械による車道除雪、これは５８６路線、

379. 5キロメートルで実施しております。それ以外に凍結防止剤の散布や歩道除雪の実施、そして消雪装置の操作による除雪を行っております。また、人家が連檐しており道路幅が狭い箇所では、町内会との協力のもと排雪処理を行うこともあります。

ご質問の除雪対策の基本的な考え方につきましては、平常体制、警戒体制、緊急体制の3つの除雪体制から成り、平常体制では除雪路線の積雪量が10センチメートル以上に達したとき、契約業者51社が契約路線の除雪を行います。そして警戒体制は、大雪警報が発令されたとき排雪機械と雪捨て場の確保を行い、また緊急体制は、石川県が定めております管内の観測所で、太田原、宇出津、駒渡、この3カ所の積雪深が警戒積雪深を大幅に超えて、主要路線における積雪状況その他を勘案しまして、緊急事態に陥ると除雪対策本部の本部長であります私が判断した場合は、緊急路線の確保をとる体制をとっております。

また、区長や町内会長からの依頼があった場合には、契約路線は道幅や使用する除雪機械等が把握できるため、すぐに委託業者に依頼できますが、それ以外の箇所の依頼については、現状を把握し、安全に除雪ができるか確認の上、判断してからの対応となりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

9番 河田信彰君。

9番（河田信彰）

排除雪については、地元の業者等に委託しているということですが、私はそう聞いているんですが、現在の除雪車として使う機械の台数やオペレーターの確保は十分にされているという認識でよろしいでしょうか。

それとまた、まとめてお答えしていただければ結構なんですが、排雪地域、特に宇出津のまちの中とかは、まちの中心で、行政施設、医療施設、金融、商業施設などが集中しています。もし福井のような大雪に見舞われた場合は、道路交通が麻痺すること考えられます。消雪装置などを考えることはいかがですか。

それと、そこは県道で、ちょっと難しいかと思うんですが、その辺は今ちょうど選挙も終わったなりなので、町長が何とか頑張って言っていただいて、即座にできるのではないかなと私は簡単に考えているんですが、そのところ、ひとつよろしく願いいたします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、今ほど2点の質問があったかと思いますが、まずオペレーター養成対策についてであります。県事業におきまして、平成16年度から作業の安全確保と冬期の円滑な道路確保に寄与することを目的としまして、オペレーターの技術向上を図るため、除雪機械操作技能研修会が開催されております。本町の除雪経験の浅いオペレーターを対象に、除雪ドーザー、除雪グレーダーの操作技能研修の参加の呼びかけしているところでもあります。

除雪機械の町保有台数は29台あります。そして民間借り上げ台数が139台、オペレーターの人数は168人ということですが、除雪作業は深夜あるいは早朝に行っているということで、オペレーターの連続勤務は難しいためオペレーター不足というのは否めないということで、十分確保されているとは考えておりません。

また、次にご質問のあった宇出津の中心地の融雪装置の設置要望箇所につきましては、石川県が管理しております一般県道宇出津港線と主要地方道能都内浦線が縦、横に位置しております。消雪には多量の水源が必要となりますが、その可能性や設置について県に働きかけてまいりたいと考えております。

また、町道につきましても、市街地や除雪困難な箇所を選定いたしまして河川水利用や地下水利用箇所を調査して融雪装置の可能性や範囲、問題点等を検討してまいりたいと考えております。

今回のように豪雪になりますと、雪の置き場の確保が困難になりまして、除雪に不測の時間がかかります。町民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたと思っております。

今後も除雪対策に対する課題については、行政と住民が一体となった自助、共助、公助の取り組みも重要であると考えておりますので、議員の皆様にもご理解とご協力をお願いして、答弁とさせていただきますと思います。

議長（向峠茂人）

9番 河田信彰君。

9番（河田信彰）

ありがとうございます。町長のお答えで、やるぞというような気持ちが伝わってきたので、またよろしく願いいたします。

何でこんなこと言うかというたら、町長もいつも歩いておられるのでわかると思うんですけど、新町の交差点のところ、ぼこんと30センチぐらいの段ついて、自分の車やったら底ついて動かれん、亀になるような状態だったので、

そういう人がいっぱいいたので、こういうことを言わせていただいているんですけれども。先ほど言われましたオペレーターの育成に関しても、町として対応してほしいと思いますし、また新町周辺の道路の消雪については、ぜひ早急に設置していただくことをお願いをして。

金沢では、この間、金沢市が呼びかけた2月11日に市民一斉除雪デーのように、こういうときこそ町民が力を合わせて、みんながボランティアで出てこられて排雪するというやつも要るんじゃないかなと思いますので、また町民の皆さんのお力もおかりしながら、町としても一生懸命頑張っていたきたいのと、またしっかりと除雪対策を皆さんで話し合いまして、よろしくお願いますということをお伝えしまして、次の質問に移りたいと思います。

2番目に、町民への情報発信ツールの拡大についてですが、現在、町の事業や出来事、お知らせなど、行政情報などの発信については、町の広報誌や有線放送を初め、新聞や雑誌などへの掲載、町内での回覧や掲示板での周知、さらにはインターネットを活用して町のホームページなどでさまざまな情報が発信、収集できるようになりました。

特に、町の広報紙「のと広報」には行政情報や暮らしの情報、観光情報など多くの情報が載っており、町民の生活に定着したツールだと今後も期待するものであります。

そこで、今回私が提案したいのは、月々の詳しい情報でなく、年間の予定や季節ごとの計画が立てやすい「能登町カレンダー」を制作して町民に配布できないかということです。各地区の祭りや各種イベント開催日はもちろんのこと、納税や防災、福祉、教育関連情報、さらに新町誕生などの歴史的出来事が一目でわかれば、地域内コミュニケーションにも期待が持てるツールだと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、議員が今おっしゃったような年間の町に関する情報が一つに掲載されているカレンダーのようなものは現在作成しておりません。行政情報のカレンダーとしては、ごみ・資源収集カレンダーを各家庭や事業所などへ配布しております。また、町内の観光イベント情報は、カレンダー表示とはなっていませんが、町の観光ポータルサイト上で「祭り・イベント」というバナーにて情報発信を行っております。また、各課における情報や行事日程等については、のと広報や有線放送、町のホームページなどを活

用して町民に周知、発信をしているところでもあります。そして、その都度、所管課よりパンフレットやチラシなどでもより詳細な情報を提供しているところでもあります。

イベントや各種大会などの日程につきましては、天候や他の行事との調整にも左右もされるため、早い段階で日程が組みがたいものもありますし、掲載した日程等に変更が生じることによって情報が混乱するといったことも考えられます。

しかしながら、定期的に決まっている行事や行政サービス情報については、年間の一覧表などがあれば、確かに個人だけではなく、家族や地域などでの予定や計画が立てやすいということもあり、そのツールの一つがカレンダーなのかなというふうに思われますので、まずはさまざまな分野における年間の情報を集約しまして、掲載する内容や形態、そして発行する時期などもあわせて検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

9 番 河田信彰君。

9 番（河田信彰）

ありがとうございます。カレンダーは、私たちの生活の中でなくてはならない必用アイテムの一つだと思います。また、年間の町の情報を知ることによって、町内や各種団体行事や日程も計画しやすいと思います。さらには、町外にいる家族などがふるさとを再認識、再発見ももちろんできるアイテムだと思いますので、またぜひ検討してみてください。

次に、観光振興についてお尋ねします。

観光振興につきましては、以前から何度も観光資源の活用や今後の戦略、取り組みなどを質問させていただきましたが、目に見えて観光客がふえているとか経済効果が上がっているようには思えないのですが、来年度以降に何か新たな事業や施策などがあればお聞かせください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、河田議員の質問に答弁させていただきます。

まず最初に町内での観光客入り込みについてであります。平成29年は全体の入り込み客数は約80万人、そして、そのうち宿泊者数が約11万人とい

うことで3年連続10万人を超え、微増ではありますが右肩上がりとなっております。観光誘客には、合宿等助成事業やレンタカー利用誘客助成事業、そして観光振興宿泊補助金等、町の助成制度を利用されていることも増加の一因となっているというふうに考えております。

ご質問の来年度の新たな事業の取り組みについてですが、先月行いました平成30年度の当初予算内示会に説明しましたとおり、第2次総合計画における重点項目であります観光交流人口の拡大施策として、観光交流センター、仮称ではありますがイカの駅整備を中心とする九十九湾周辺の整備のほか、民間宿泊施設の設備投資等の補助など、ハード面、そしてソフト面での充実を図っております。

ハード面の観光交流センター「イカの駅」を整備し、この施設を里海観光の拠点と位置づけ、休止しておりました観光遊覧船の再開や、新たにシーカヤック、スキューバダイビングなどのマリンスポーツを行うことができる施設を一体的に整備することで、新たな観光客の誘客につなげたいと考えております。また、観光客のニーズの多様化に対応するため、国民宿舎うしつ荘4部屋、やなぎだ荘2部屋の和室を洋室に改装いたします。

ソフト面の整備では、観光AR、拡張現実というものなのですが、これを利用して、町の観光スポットをスマートフォン等でナビゲートすることで若者が能登町を訪れるきっかけづくりの仕組みを整備したいと考えております。

また、今後の観光誘客には、外国人観光客の誘客、インバウンド対策も欠かせないものとなってきております。当町にも近年では年間2,000人の入り込みがあります。そこで、新年度はさらなるインバウンド対策といたしまして、町の観光ポータルサイトのモデルコースに英語版を追加し、外国人の誘客対策に努めていきたいと考えております。

ほかにも民間宿泊施設魅力向上支援事業補助金制度を創設いたしました。観光客の多様なニーズや旅行形態の変化に対応するもので、民間宿泊事業者が施設を改修する費用の一部を支援し、新たな誘客の獲得を促進するため、町内宿泊施設の受け入れ体制の強化を図るものであります。

さらに観光分野の推進を図るため、能登町観光マスタープランを改定いたしまして、今後10年間の目標値を設定して具体的な取り組み内容を盛り込んでいく予定にもしております。

新年度は、以上のような取り組みを実施しまして、新たな観光客の誘致につながるよう観光振興を進めてまいりますので、議員の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきますと思います。

議長（向峠茂人）

9 番 河田信彰君。

9 番（河田信彰）

いろいろな施策がいっぱいあって、また盛りだくさんな項目がいっぱいあって、課長も大変だと思いますけれども、またよろしくお願いします。

私は、能登町にはまだまだ観光客を呼び込める自然や文化、伝統産業や特産物など、観光資源はたくさんあると思うんですね。そして、それらをうまく P R して、能登町に足を向かせるか、行ってみたいと思わせるか、誘客活動にかかっていると思います。

観光資源であれば、我々が何気なしに見ている海に浮かぶ立山や、夜の海に明かりを浮かべるいさり火などは、とても幻想的であります。これらが望めるベンチをつくって、日本一立山が、いさり火がきれいに見える町とか、縁結びのパワースポットにもなっている恋路海岸でバージンロードをつくり、恋路の火祭りに合わせて結婚식을募集するとか、さらには、現在宇出津新港の入り口にあって余り目につきにくい世界一の縄文土器「カリヨンの鐘」を新庁舎に移設してモニュメントにするなど、能登町らしい観光振興を我々議員も含めて考えていかなければならないと思っておりますし、また入り込み客数と経済効果が上がり、各地域における効率的かつ効果的な観光振興のためにまちづくり戦略に期待して、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（向峠茂人）

以上で、9 番 河田信彰君の一般質問を終わります。

それでは次に、10 番 南正晴君。

10 番（南正晴）

それでは、発言の許しを得ましたので、通告してあります2点について質問をしたいと思いますが、質問の内容がちょっと事務的なこともありますので、担当課長にも答弁を願う場面があると思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目ですが、当町町民課が担当となっております婚活事業というのがあります。町のホームページを開くと、「能登町縁結び隊があなたの婚活サポートします!」というこういうのが出てきますが、私が言うまでもありませんけれども、2015年の厚生労働省の統計情報部の人口動態統計によりますと、平均初婚年齢は夫が31.1歳、妻が29.4歳で、5年前の2010年と比べると夫も妻も0.6歳プラスということになっております。また、これが

なり古くなりますが、1950年の統計、今からおよそ70年前になりますが、このころの統計ですと夫は25.9歳、妻は23歳となっており、70年前に比べると男性では約5歳、女性では6歳プラスということで、結婚年齢が遅くなってきているということになっておりますが、結婚の問題というのは非常にデリケートなことですから、一々我々が口を挟むべきでないと言われるかもしれませんが、町がこうやって縁結び隊として町民の婚活をサポートしておりますので、私らも何か側面からでも力になれないかと思っておりますので、あえて今回質問させていただきますが。

まず、我々教育民生常任委員会の所管でありますので、課長から時々成果とか聞いているんですが、ここで改めて町民課長にお聞きしたいんですけど、今までの取り組みや成功例、公表できる範囲でよろしいですから紹介していただければありがたいんですが。

議長（向峠茂人）

町民課長 大鷲克宏君。

町民課長（大鷲克宏）

それでは、南議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度から行ってまいりました婚活支援事業ですが、当初なかなか成果が出ず、実行部隊である能登町縁結び隊の皆さんは、周囲からの相当なプレッシャーを感じながらも、これまでお見合い20件、男女の出会いの場を提供する婚活イベントを約20回開催してまいりました。しかし、婚活イベントなど回数を重ねてまいりますと、参加者が固定化してきてしまいまして徐々に減少し、時にはイベントを中止せざるを得ない状況にも追い込まれました。

このような逆境を乗り越えまして、支援員さんの地道ながらも精力的な活動のかいありまして、本年2月末現在で成婚数12組の快挙をなし遂げることができました。特に、昨年5月に支援員さんの仲介により男性登録者が県外の女性とお見合いをしまして結ばれました。お見合いから成婚するまでの間、支援員さんが自分の子供のように親身になってアドバイスし、励まし続けた努力が成婚に至ったものと確信しております。

議長（向峠茂人）

10番 南正晴君。

10番（南正晴）

町民課長、ありがとうございました。12組、成婚されているということは、

やはり町が取り組んでいて成果があることだと思いますし、今後もますますこういった成果が上がっていけば非常にうれしいことだと思いますので、担当課及び支援員の方々の努力には頭が下がる思いでございます。

今、成果をお聞きしましたが、私、余計なことを言うわけではありませんが、さらに町のホームページを見ていくと、昨年末はどうも穴水町と合同でクリスマスパーティのようなこともやられておるというのがありましたので、ここは町長にお願いというか決断していただきたいんですが、もう少し婚活事業への予算をふやしてもいいのではないかと。それで番組名は忘れましたが、時々テレビで不定期な企画でございますが、町へ都市部の女性を集団で招いて、集団見合いのようなことをやっているような企画というのがありますが、町単独では予算的には難しいかなとも思うんですが、当初予算の議案質疑で少し触れさせていただきましたけれども、ことしは能登町立国1300年の記念事業があるということなので、できればそこへ広域圏で取り組むか、町が単独でやるのが一番いいんでしょうけれども、難しいとなれば広域圏で取り組んで、そういった事業を一度はイベント的にやってみるという、そういったのもよいかなと思うんですが、町長はその点いかがお考えですか。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほど町民課長からも説明がありましたが、婚活支援員の皆様の努力もありまして、これまでに成婚数が12組となったということであります。能登町の創生総合戦略では、平成27年度から31年度までの5年間で成婚数10組を目標とする計画を立てておりましたが、既に12組の成婚数があつたということで、現状で目標を達成したことにはなりますが、しかしながらこれに慢心することなく、年間で2組の成婚を目標に今後も努力をし続けたいというふうに考えております。

議員ご提案のテレビ企画や、能登立国1300年記念の婚活イベントということですが、興味を引くところではありますが、今のところ実施することは考えておりません。と申しますのも、婚活といいますと、どうしても余り人目につきたくないという方も少なからずいらっしゃるのかなという気もしますし、公開イベントに関しましては拒否反応を示す方が多いのではないかと推測されますので、これまでの地道な事業の取り組みや、誠意を持ってお見合いに取り組んでこられた婚活支援員の活動の後押しを充実していければというふうに思っております。

ただ、婚活対象となります町内独身者の顔ぶれがそんなに変化がないことから活動への参加が鈍くなっているのも事実であります。そういった閉塞感を緩和するため、議員おっしゃったように、最近では穴水町と共同で行うイベント等には一定の効果があるようにも感じますので、今後は奥能登4市町で事業に取り組んでいくことや、特に女性の参加者をふやすために町外からの参加者を呼び込む方策を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

10番 南正晴君。

10番（南正晴）

ありがとうございます。町長、それから担当課のみならず、我々も一緒に知恵を出して、こういった事業が成果に結びつくように広げていきたいと思しますので、今後も我々もできるだけ協力いたしますので一緒に頑張っていきたいと思います。

それでは2点目に移りますが、しつこく鳥獣害対策ということで、イノシシの件で特に聞きたいのですが、私の記憶が正しければ、たしか平成22年の12月の会議で初めてイノシシの問題を取り上げたと記憶しております。そのときには、それから7年たちまして、まさかこんなにイノシシがふえるとか当時は思っていなかったんですが、聞けば聞くほどというか、我々も稲作をやっている以上、毎年被害に遭っておりますが、これも数字的なものは担当課長にお聞きしたいのですが、29年度の農業被害額、それから被害防止に向けて電気柵などの補助を行っていますが、これに対して今まで幾らぐらい投じてきたのか。

またもう一つ、我々、狩猟の免許を持っていると狩猟期間と、それから有害鳥獣の駆除期間というのがありますが、その違いを少しご説明願えればなと思うんですが。

お願いいたします。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

それでは、南議員のご質問にお答えいたします。

まず29年度の被害状況は、水稻において被害面積約16ヘクタール、金額

に換算しますと約１，４６０万円でございます。

これまでの鳥獣害対策費ですが、最初に被害が確認された平成２２年度から平成２９年度までの累計で、町及び有害鳥獣被害対策協議会の予算を合わせますと約６，３００万円となります。このうち国庫事業による電気柵設置費は約２，５８３万円、農業者への電気柵購入助成費は約６８５万円でございます。

次に、有害捕獲期間と狩猟期間の違いでございますが、まず狩猟につきましては、これは法律により１１月１５日から翌年の２月１５日と定められておりまして、都道府県への登録手続が必要となります。

有害捕獲は、町や県などの許可を得て行うものでありまして、許可を受けた期間内において捕獲することができるものでございます。町が２９年度に許可したイノシシの捕獲期間は４月１日からこの３月３１日までとしております。３０年度の有害捕獲期間は、今年度の捕獲状況を踏まえて期間を定める予定でございます。

議長（向峠茂人）

１０番 南正晴君。

１０番（南正晴）

農林課長、大変ありがとうございました。今までの期間で６，３００万余りの対策費を講じているということは、すごい額だなと今改めて感心するところでございます。

結局、狩猟対象として捕獲した場合、狩猟者が捕獲物を処理するということでは、実態としては、ほとんどが皆さん自分の所有する土地に埋められているのかなと思うんですが、有害鳥獣期間でも同じなのかなとは思いますが、イノシシ、正直な話、捕まえても全部食用に回るわけではなく、先ほど言ったように埋設処理なりをするわけなんです、この辺で環境対策課長の範囲になるかなと思うんですが、結局、埋設処理というのは手作業でスコップで埋めるとなると、大きいものが捕まった場合は非常に大変なことになるので、素人考えですが、埋立処分場への持ち込み、もしくは焼却処分場への持ち込みというのは考えられるのか。その辺は多分、環境対策課の範囲になるので、ちょっと教えていただきたいのですが。

議長（向峠茂人）

環境対策課長 北畠弘信君。

環境対策課長（北畠弘信）

南議員の質問にお答えいたします。

環境対策課では、猟期以外にかかわらず、持ち込みされたイノシシは一般廃棄物として処理しております。

町の施設での処理対応といたしましては、有料となりますが30キロ未満のイノシシであれば能登三郷斎場で焼却が可能です。または、能都埋立処分場まで運搬していただければ埋設処理いたします。料金は10キロにつき100円となります。

平成29年度中の能都埋立処分場での処理した実績は、路上の死骸を含め2月末、48頭で、合計重量は1,670キログラムとなっております。

議長（向峠茂人）

10番 南正晴君。

10番（南正晴）

ありがとうございました。48頭が埋設処理されているということで、今後我々がもし、余り考えたくありませんけれども車等でぶつかった場合は、自分で持ち込むのもどうかと思いますが、処分場へ持ち込めば大丈夫ということの理解でよろしいかと思いましたので、ありがとうございます。

先ほど言われましたように、平成22年ごろから農産物の被害がいろいろ出てきていると思いますが、この間、町もいろいろ被害対策とかそういったものは講じてきているんですが、いまだにイノシシに対しての知識というのは町民に対して余り広く浸透されていないかなと思いますので、例えばの話ですが、1年間にイノシシが2回子供を産むのではないかというふうな話をされる方もいますが、調べてみますとイノシシは年間、平均約4.5頭を出産すると。ただ、その半分が成獣になるということで、お産は基本的には1回であると。そういったことや、イノシシの初めて子供を産む年というか、前は、私ら最初習ったころは二冬越せば子供を産めるようになるといったように習ったんですが、近年、畑にある人がつくっている作物とかそういったものを食べて栄養状態がよくなっているんで、栄養状態のいいものによっては一冬越せばもう子供が産めるようになるんだというような情報とかがあります、出産期というのは大体春から秋となっておりますが、ほとんどが春。春に自分の産んだ子供が全て死に絶えてしまった場合は、もう一度雌は発情して子供を産むというふうに聞いておるんですが、そういったことに対してもイノシシに対する正しい知識といいますか、福井市の有害鳥獣対策室によると、イノシシにご注意くださいといったことで、こういったことを広報活動しております。私の記憶というか、私がよく見てないのかもしれませんが、町の広報にも時々出ているのかなと思う

んですけれども、こういったことを定期的に町民みんなに、どうすればイノシシの被害対策が減らせるか。要するに農業者だけではなく、一般町民にもいろいろ理解をしてもらう工夫が必要ではないのかなと思いますので、そういった広報活動をもう少し充実すべきではないのかなと思います。

それとあわせまして、もう一つ、町長にお聞きしたいんですけど、大体イノシシというのは捕獲して10から7頭に1頭の割合で食肉に回されるものだと。ということは、残りは先ほど環境課長に聞きましたように埋設されるということなんですけど、先ほど言いましたように埋設するのにも非常な努力が要るんだということで、30キロ以下なら三郷斎場のほうで処理していただけるということですが、最近イノシシのみならず、これからは鹿とかそういったものもまたこちらのほうへ出てくるということが予想されますので、要するに鳥獣の焼却処理施設、別に建てたらいいんじゃないかというふうに単純に思うわけですが、広域圏のほうでは、たしか県のほうにそういった処理施設をお願いしているというふうには聞いておりますが、町としてそういった処理施設をひとつ、焼却処理ですね、そういったものを建てるわけにはいかないのかどうか、町長にお聞きいたします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、鳥獣被害対策に関する知識の普及ということに関しましては、平成25年度までは農業座談会を通じまして営農者の皆さんへ啓発を行ってまいりました。近年では、集落点検やまちづくり出前講座によりまして、町の担当職員や県職員が各集落へ出向いて住民の皆様へ周知しているところであります。

イノシシ等の生態につきましては、その知識を深め、鳥獣被害に遭いにくい環境づくりに集落ぐるみで取り組めるよう、今後は町の広報あるいはホームページを通じまして、よりきめ細かに情報提供してまいりたいというふうに考えております。

またイノシシ等の捕獲後の処理につきましては、町単独で焼却施設というのはなかなか難しいのかなという気もしておりますが、そして現在、猟友会の会員の皆さんがみずから埋設あるいは自家消費しているところですが、捕獲頭数も年々増加傾向にあるということで、今現在は奥能登2市2町の枠組みで県の助言を受けながら今後の処理方法について検討しているところでもありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

10番 南正晴君。

10番（南正晴）

ありがとうございました。確かに町単独でやるのは難しいと思いますので、こういった処理施設でも先ほど町長言われたように年々捕獲頭数はふえておりますので、奥能登広域圏で早急に取り組んでいただきたいなと思います。

それでは最後になりますが、先ほど登壇いただいた大鷲町民課長、それから北畠環境対策課長、桶間農林課長、あとは登壇いただけなかったんですが江端会計管理者、それから角議会事務局長には、町政の発展にご貢献いただき、まことにありがとうございます。3月末で退職されると聞いておりますので、今後のご活躍をお祈りいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

以上で、10番 南正晴君の一般質問を終わります。

次に、12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

それでは議長よりお許しが出ましたので、3点の一般質問を行わせていただきます。

きょうの皆さんの質問事項と町長の答弁は、非常に私は満足して、私の質問は短く終わりたいなと思っております。それに期待をしまして、町長の答弁も短い答弁でお願いしたいなと思っております。

きょうは、一番先に3番、金七祐太郎さんが言われました私たちの姉妹都市の宮崎県の小林市の天災に対しましては、心よりお見舞い申し上げると同時に、また頑張って私たち能登町の議会並びに執行部、町民の方々も小林市の早くの災害が免れるよう心よりお見舞い申し上げる次第でございます。

それでは、私たちも能登町の災害も、前回の議会から今回の議会までにおいて、先ほど9番の河田議員の方が言われました大雪、とてつもない大雪の被害が出まして、いろいろと執行部の方々は本当に苦労なさったことだと思います。それにつけ加えて、議員の方々もぎくしゃくぎくしゃくされたと思います。

ただし、きょうは一転して気温が春に長じ、十数度、先ほど15度とか16度とか言っていました。もう5月中旬間際の気温になり、能登町議会、また能登の町民にとっては、これからの春の日差しを薄々と感じておる次第でござい

ます。春の光が見えてきております。

これから私の質問趣旨、3点言います。

1点目にしましては、平成22年度に策定した町立小中学校適正配置基本方針の進捗状況についてお願いしたいと思います。学校教育の現状についてお尋ねしたいと思います。それから、能登町教育振興基本計画での学校教育の現状と小中一貫教育制度導入の考え方はあるのか、それを教育長に2点お尋ねしたいと思います。よろしくお答え願います。

議長（向峠茂人）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、志幸議員の質問にお答えしたいと思います。

平成22年度に策定いたしました能登町小中学校適正配置基本方針であります、町の将来を担う子供たちのよりよい教育環境の整備を基本に現在まで進めてまいりました。

しかしながら、基本方針で示された旧内浦地区の小木中学校と松波中学校の統合は現在も実施されてはおりません。平成26年度に両地区で説明会を行いました、その後、現在まで保護者や地域の方々を交えた説明会を実施するには至っておりません。平成27年の12月議会で市議員より同様の質問がございましたが、そのときの町長の答弁でお答えしたとおり、検討委員会の答申から8年が経過し、当時とは状況が変化してきていることもあり、再度、統合のあり方を検討することも選択肢の一つと考えております。

教育委員会としましては、よりよい教育環境のもと確かな学力の向上と豊かな人間性を培うことを第一に、児童生徒及び教職員の状況、保護者や地域の皆様の意見等も参考にしながらコンセンサスを図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を願います。

次に、教育基本方針についてであります、平成27年3月に制定をいたしました能登町教育振興基本計画であります、学校教育と社会教育の密接な連携のもと、子供たちが自分らしさを発揮し、未来に対して夢を持って生きることができる教育活動の展開と、全ての町民の皆様が生涯にわたって心豊かな人生を送るための生涯学習社会の実現を目指しております。

議員が質問された学校教育の現状であります、各小中学校において進められております一人一人の児童生徒に焦点を当てたきめ細やかな教育活動や、それを支えてくださる家庭、地域の皆様のご協力により、知・徳・体のバランスのとれた子供たちの育成が図られております。

次に、小中一貫教育制度の導入であります。結論から申しますと、現在のところ導入の予定はしておりません。2016年に学校教育法等の一部を改正する法律案が示されました。小中一貫校が制度化されて、新たな学校の種類に義務教育学校が加わりました。小学校6年間と中学校3年間を一連の教育課程と捉え、9年間を通して児童生徒を育成することを目的としております。

現在、石川県内におきましては、珠洲市に2校、宝立小中学校、大谷小中学校が義務教育学校として認可されております。いずれの学校も校舎、組織、学校運営が一体となった施設一体型の義務教育学校として、新しい校舎を建設して教育環境を整えた上で9年間の教育活動を行っております。

能登町には現在5つの小学校と4つの中学校があります。それぞれの校区におきまして、児童生徒に関する情報の共有や授業交流等、小学校と中学校が連携をした取り組みを進め、学習指導、生徒指導で成果を上げております。さきに答弁しましたが、今さらに少子化が進み、小中学校統合のあり方について再検討される時期が参りましたら、あわせて検討することも考えられます。

教育委員会としましては、今後も能登町教育振興基本計画をもとに、国や県の動向、近隣市町との連携を密にしながら、町内全ての子供たちにとってよりよい教育環境の整備に向けて努力してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（向峠茂人）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

議長、私、ちょっと暖房がきき過ぎか知らんけど、ちょっと力入り過ぎですので、スーツちょっと上着脱がせていただいてよろしいでしょうか。許可願います。

議長（向峠茂人）

よろしいです。

12番（志幸松栄）

きょうは教育長の答弁も最高の、私が思っていることを言ってくださって、ありがとうございます。検討する少子化の時代が来たらということ言われました。正直言って、松波、内浦の学校の改築費用、5,000万円の、今、持木体制からまた申請が出たのを、答申出ております。それから6年か7年前に能都中学の校舎も新築した。それからいろんなところに、鶴川中学ですか、あ

そこも予算をかけた。それはわかります。にもかかわらず一番最後に教育長はすごいこと。やっぱり少子化。私、少子化の意味で、これは皆さん、町民の方々並びに今現在おる方々が、今生まれてくる子供たちのためにこういうものを事前に頭の中に入れていかなきゃならんがでないかということを念頭に置いたものですから、この質問をさせていただきました。

それを教育長がずばっと私に胸突き刺さるように、少子化が参りましたら検討する時代であるということを言われたなと思って、私が今再質問の問題を書いてきたのは、少子化時代、当町の生まれる子供たちが80名、亡くなる人たちが4倍の三百数十名、400名近く。これから時代は特にこの地域に生まれる子供たち全員が、80名の方が同士として世界に羽ばたく子供になるためには、みんなで力を合わせて80名の方々がそのために一つになって小中学校を一つにすることが必要であると思うので、また今後、今の執行部じゃなくして、また今後の方々の参考のためにこの質問をさせていただきました。

答えは要りません。

2点目に移っていきます。

2点目、除雪対策について。

先ほど除雪対策の問題を2議員の方々が言われました。また、同じような視点もあると思いますけれども、町長の答弁は全部控えさせていただきましたけど、いろんな視点からまたお答え願いたいなと思って、これは町長にお答え願います。高齢化地域の除雪対策と融雪装置の普及について、ひとつお答え願いたいなと思うんです。

それからもう一つは、これは河田議員も言われましたと思いますけど、除雪重機、オペレーター不足。その養成対策について。

それから、だんだんこれは以前にある党がコンクリートから人へということ策定してから、建設業界の人間の働く方々がいなくなって、オペレーターもだんだん少なくなってきておりますね。そういうものをまたこれから私たちこういう地域の過疎のところにはオペレーターもこれから必要であるということであります。

そういうことで、建設作業を衰退させることが原因だと思って、オペレーターの方々の数少ない、それは町長が河田議員のときに答弁なさった。ぎりぎりなんですよね。オペレーターの方は一人も余ってないんですね。民間の重機の借り上げ。町の重機の持ち分。168名でしたっけ。168台の重機を168名で24時間運営しておるということでございます。

その問題一つ一つ、町長お答え願いたい。それによって、私の意見も今後の助成の対策、費用もひとつ言葉を添えながら議論していきたいと思いますので、町長ひとつお答え願います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、志幸議員の質問に答弁させていただきますが、まず、ご質問の高齢化地域の除雪対策ということですが、高齢者やひとり暮らし家庭がふえる中で、除雪作業で除雪機械が入らない箇所は、やはり町内会で取り組んでいただいたり、自主防災組織により住民の方々が自主的に活動することも降雪や積雪に伴う被害や問題を克服するまちづくりや地域の人のつながりの強化になるというふうにも思っております。

また、各集落や町内会を対象にしました能登町小型除雪機購入費補助交付要綱が平成25年7月に策定されておまして、これまでに2集落がこの制度を利用して小型除雪機を購入したという実績もあります。

そして次に消雪装置につきましては、現在、町では10カ所、延長で4.5キロメートル、消雪装置がついております。装置を維持管理するための点検費用や電気代等で約300万円の費用で路面の雪を解かしているということがあります。融雪装置につきましては、主に散水による除雪となりますが、そのためには多量の水源が必要ということで、その水源につきましては、地下水をくみ上げるか、または河川から水を取水するか、いずれかの方法によると思います。

ご質問の融雪装置の普及につきましては、平成29年度、松波地内で河川から水を取水する揚水ポンプを設置しまして、来冬からの供用開始を予定しております。また、平成30年度は、鶯川地区におきまして消雪装置設置のための予算を計上しているところでもあります。今後も町の市街地や除雪困難な箇所を選定しまして、河川水利用や地下水利用箇所を調査して、融雪装置の可能性、そして範囲、問題点等を検討しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

そして、除雪重機のオペレーター不足ということですが、これは先ほど河田議員にも答弁させていただきましたが、毎年実施している町内業者への除雪アンケートでオペレーターの人数というものを把握しております。本年度が先ほど言いましたように168名ということですが、平成23年度には182名いたということで、14名減少しているのが現状であります。

養成対策につきましては、県事業であります除雪機械操作技能研修会が開催されておりますので、経験の浅いオペレーターを対象に除雪ドーザー、除雪グレーダーの操作技能研修の参加を呼びかけているところでもあります。

今後も除雪対策に対する課題というのは、行政と住民が一体となった自助、共助、公助の取り組みも重要と考えておりますので、議員の皆様にもぜひご理解とご協力をいただくことをお願い申し上げて、答弁とさせていただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

どうもどうも。私もこの2カ月の間に防災士というものの講義に行ってきました、町長、先ほども言った自助、共助、公助ですか。自分でやる。それからまた、みんなでコミュニティで協力する。それから行政がやるというものを3つ交えれば必ず天災、人災も免れる、減少するという言葉ですね、これは。町長。先ほども河田議員に答弁されました。私もこれは最高の言葉やなと思っております。町長みんな言われたなと思っております。

次の問題にあれするのにして。町民の方々の理解と協力、これは自助、共助、公助に匹敵します。それから共同作業、ボランティアですね。これはやっぱり若い人たちがお年寄りをかばうというような時代が来たなと思っております。

それから融雪装置の設置については、町長、私の言いたいこと。松波のほうは来年する。鵜川のほうは、また計画しております。やっぱり川の水を使って。そうすれば、俺のとこ先やとかそうじゃなくして、その地方が融雪がしなくなったらほかのところに回っていけるというような共助ですね。そういうのをやっていたら、この能登町も最高の町になるなと思っております。

それから、一番問題は、こういう高齢化ですので、せめて救急車と消防車が長い距離言われた、その距離だけでもスムーズにちゅうちょなく入ったり出たりできるような除雪対策を願うものであります。

それから、答えは要りません。全部答え、町長、全て言われましたから。

次、3点目について言います。3点目に移ります、議長。

これは2人、3人の議員がこれに関連したことを言われましたけど、また私は違うサイドの中でひとつ町長に質問したいなと思っております。また、町民の皆さんも理解をされる方もおられるとも、4月には恐らくや、のと広報にこの予算計上がされると思いますけれども、そういうサイドで、平成30年度当初予算編成の評価について2つの答えをいただきたい。

1つは、大型プロジェクト事業が多く実現される中で、公約の教育、福祉、防災に対する予算配分を自己評価したら。建物のほかにですよ。自己評価したら町長は何点ぐらい自分の、これだけの金を使いながら、ほかの一般会計の中

で教育、福祉、防災の予算をどれだけつけたか、何点つけたかなと思って、その点数を聞きたいと思って。自分の。１００点だろうと言うと思いますけれども、私はまた辛く言いますよ。

それからもう１点、４期目がスタートしました。新聞、４期目の町長の新聞社に対しての教育、福祉、防災のコメント、それとってありますけれども、スタートしての本格的な予算編成であると思われます。そのときに苦労した予算編成について聞かせてもらいたい。一番の問題は建物だと思う。箱物だと思いますけれども、その問題を、あなたの心中をちょっとお聞かせ願いたいと思っています。

その中で、ここには書いてありませんけれども、ここに置いてあります。新聞社もこれだけの北朝鮮の問題が取り沙汰されてきているんですよ。そういう問題も頭痛い問題。余分なこと出てきましたね。その問題も心中。せつかくの機会ですからその答えもいただきたいなと思っております。

３点、ひとつお願いいたします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、志幸議員の質問に答弁させていただきます。

まず平成３０年度当初予算編成についてであります。議員ご承知のとおり、予算というのは１会計年度の歳入歳出の見積もりということであります。地方公共団体の事務事業の執行計画、財源の調達計画及び支出の計画ということであります。また、地方自治法第２１０条におきまして、「一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」というふうにされております。

言いかえれば、予算というのは、町が住民福祉の向上のために全力で取り組むための設計図ということになります。常に議員ご想像のとおり１００点の自己評価でなければ、行政としては役割が果たせないものと思っております。

３０年度の予算の概要につきましては、議会冒頭の施政方針にて申し上げたとおりであります。一般会計で１７８億７，３００万円という過去最大規模の予算額であります。その要因は、先ほども言いましたが、新統合庁舎を初めとする大型プロジェクトによるものであります。

私は就任当初から、行政の果たすべき役割というのは、やはり教育、福祉、防災と常に申し上げてきました。３０年度におきましても、教育、福祉、防災の充実には全力で取り組んでいきたいと思っております。予算にも十分反映し

ておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、6月議会での一般質問でも申し上げたとおり、大型プロジェクトの実施によりまして、中期的には財政状況が少し厳しくなることが見込まれておりますが、教育、福祉、防災の施策をおろそかにしたり、あるいは必要以上に予算を縮減したりするということは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

また、予算編成時の苦労ということではありますが、30年度の予算編成に当たりましては、一般財源の要求限度額を前年度額以下という設定にしまして、各担当課に費用対効果の追求とスクラップ・アンド・ビルドの徹底を指示いたしました。予算編成時の苦労につきましては、毎年同じということではありますが、限られた財源を有効に使うために、いかに選択と集中を行うかであり、各担当課からの現場の声を聞きながら、それぞれの必要性や緊急性を判断しまして予算化したものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

そして最後に、イカ釣り船団の問題であります。大和堆、昨年非常に運営委員長が何度も東京のほうに足を運び、そして水産庁、あるいは海上保安庁、もちろん政府に対してもいろんな要望をしてまいりました。

ですが町として何ができるかという思いで今回予算化させていただいた部分があります。当然、一緒に要望に行くのはもちろんでありますし、あとはやはり何か町でできる支援の策はないかということで、今回もう始まっておりますがクラウドファンディングをふるさと納税を利用してイカ釣り船団の応援をしたいという思いでありますし、また、大和堆の緊急対策補助事業ということで旅費なんかの補助をしまして要望活動にもしっかりと取り組む体制をとっていきたいというふうに思っています。

また、保険のほうでも特約保険の一部助成をしまして、できるだけ漁業者の皆さんが安心、そして安全に操業できる体制を今期からつくっていかねばならないというふうに思っています。政府のほうも、少し前向きに捉えてくれる部分もありますが、なかなか漁業者が満足できるような回答もいただいていないのが事実でありますので、今後はさらに強力に要望活動をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ議員の皆様にもご協力もいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

志幸議員、通告外ですので、今町長は流れで答弁いたしましたけど、本来なら私は議会最終日に個人的にご挨拶をいただこうかなと思いましたが、今後は、なし崩しになりますので一切許しません。

12番（志幸松栄）

はい、わかりました。

議長（向峠茂人）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

議長、どうも失礼いたしました。余りにも北朝鮮の問題、新聞紙上でこうやって2カ月の間にこれだけの新聞紙上があるんです。だからそういうことで、町執行部も元気で頑張っておる。

それから急遽唐突に予算の問題で、今保険の問題の予算が予算化されたということで、ちょっと言葉出させていただきます。どうもありがとうございました。

町長、予算の問題、ここに移ってもよろしいですか、議長。

議長（向峠茂人）

はい。

12番（志幸松栄）

予算の問題。町長は100点と言いましたけど、私は、実行されて来年度この場に立てれば点数をいただきたいと。私は恐らく10月には頑張って立とうという努力をいたしますけれども、町長、今、予算化しただけでは100点とは私は言えないなど。点数自体も、実行されて来年度の予算編成、予算説明資料というものに対して、私いただいて、ぱっと見たときにびっくりした予算やなどと思って。予算の額じゃなくして。隅から隅まで、あなたが当初公約したあの問題が全部入っているなどということ。おかげで水産課の、褒めるんじゃないですよ。イカの問題、保険の問題も計上されているということで、それから、ふるさと納税の問題も。すごいなどと思って私はこの予算書を見たんですよ。

そういうことで、点数は私のほうから言いません。100点以上だと、私はそう思っていましたけれども、余り褒めてもだめやなどと思って。議員の方々、余り褒めるなどということでもありますから。

実際にこの行動は、町民の皆さんがこの予算に計上して、ああよかったな、来年も皆さん、町民の方が頑張ろうということであれば、私は100点以上、200点も300点もつけたいなどと思っていますけど、今回は点数は私のほうからつけません。町長が100点ということでありましたから。

どうもどうも、ほんなら私の問題は、箱物行政は、本当に正直言って、こと

しの30年度予算で80%ぐらいは全部終わったと思う。あとは何の予算を今回これからつけていくかということ、町民の皆さんの予算ですね。高齢化、少子化、それによって教育予算並びに福祉改革予算。それからもう一つは防災の予算ですね。新庁舎を建てて防災問題も心していきますけれども、そういうことを予算の3項目。あなたが新聞紙上で4期目のスタートのとき言われた問題を実行されることを望んで、期待しまして、私はこの一般質問を終わりたいなと思っています。

皆さん、執行部の方も力を合わせてやってくれるようお願いいたします。

以上、終わります。

議長（向峠茂人）

以上で、12番 志幸松栄君の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終了します。

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、あす3月14日を休会といたしたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

休会決議について

議長（向峠茂人）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

あす3月14日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、あす３月１４日は休会とすることに決定いたしました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
次回は、３月１５日午後２時から会議を開きます。

散 会

議長（向峠茂人）

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午後２時２１分）

再 開（午後２：００）

開 議

議長（向峠茂人）

ただいまの出席議員数は、１４人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（向峠茂人）

日程第１、議案第２号「平成３０年度 能登町一般会計予算」から、
日程第４８、議案第４９号「請負契約の締結について（平成２９年度学校施設環境改善交付金事業能登町内浦第二体育館 防災対策工事（建築）」までの町長提出議案４８件、及び日程第４９、請願第３号（継続審査分）「柳田地区コミュニティセンター」の建設に関する請願書」の請願１件、併せて４９件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査を、お願いしました案件のうち、只今、議題となっております案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（向峠茂人）

総務産業建設常任委員会

委員長 椿原 安弘 君

総務産業建設常任委員長（椿原安弘）

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第２号 平成３０年度 能登町一般会計予算歳入及び所管歳出

議案第１２号 平成２９年度 能登町一般会計補正予算（第６号）歳入及び所管歳出

議案第２２号 能登町組織条例の一部を改正する条例について

議案第 2 3 号 能登町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 4 号 能登町総合支所設置条例の制定について

議案第 2 5 号 能登町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第 3 1 号 能登町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について

議案第 3 2 号 "能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について"

議案第 4 1 号 能登町農林水産物加工開発センター条例の一部を改正する条例について

議案第 4 2 号 能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について

議案第 4 3 号 能登町観光施設条例の一部を改正する条例について

議案第 4 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 4 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 4 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（能登町農林産物総合センター）

議案第 4 7 号 町道路線の認定について

議案第 4 8 号 町道路線の変更について

以上 1 6 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（向峠茂人）

次に

教育厚生常任委員会

委員長 金七 祐太郎 君

教育厚生常任委員長（金七祐太郎）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第 2 号 平成 3 0 年度 能登町一般会計予算所管歳出

議案第 3 号 平成 3 0 年度 能登町国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 平成 3 0 年度 能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号 平成 3 0 年度 能登町介護保険特別会計予算

議案第 6 号 平成 3 0 年度 能登町公共下水道事業特別会計予算

- 議案第 7 号 平成 30 年度 能登町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成 30 年度 能登町漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 30 年度 能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 30 年度 能登町水道事業会計予算
- 議案第 11 号 平成 30 年度 能登町病院事業会計予算
- 議案第 12 号 平成 29 年度 能登町一般会計補正予算（第 6 号）所管歳出
- 議案第 13 号 平成 29 年度 能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 14 号 平成 29 年度 能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 15 号 平成 29 年度 能登町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 16 号 平成 29 年度 能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 17 号 平成 29 年度 能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 18 号 平成 29 年度 能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 19 号 平成 29 年度 能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 平成 29 年度 能登町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 21 号 平成 29 年度 能登町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 能登町附属機関に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 能登町立公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 能登町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 29 号 能登内浦のドブネ収蔵庫条例の制定について
- 議案第 30 号 "能登町真脇遺跡縄文館条例の一部を改正する条例について
- "
- 議案第 33 号 能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 34 号 能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 能登町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 能登町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 能登町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例について

議案第 39 号 能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第 40 号 能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 49 号 請負契約の締結について（平成 29 年度 学校施設環境改善交付金事業能登町内浦第二体育館 防災対策工事（建築））

以上 34 件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、

請願第 3 号（継続審査分）「柳田地区コミュニティーセンター」の建設に関する請願書

以上 1 件は、採択すべきものと決定いたしました。但し、付帯意見として、柳田山村開発センターの機能強化に係る改修も予定されており利活用も含めて検討してもらいたい。

以上をもって、報告を終わります。

議長（向峠茂人）

以上をもって、只今、議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（向峠茂人）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（向峠茂人）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なしの声）

議長（向峠茂人）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

これから、採決を行います。

議案第２号「平成３０年度 能登町一般会計予算」

以上１件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第２号の以上１件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第３号から議案第１１号までの９件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第３号「平成３０年度 能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第４号「平成３０年度 能登町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第５号「平成３０年度 能登町介護保険特別会計予算」

議案第６号「平成３０年度 能登町公共下水道事業特別会計予算」

議案第７号「平成３０年度 能登町農業集落排水事業特別会計予算」

議案第８号「平成３０年度 能登町漁業集落排水事業特別会計予算」

議案第９号「平成３０年度 能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算」

議案第１０号「平成３０年度 能登町水道事業会計予算」

議案第１１号「平成３０年度 能登町病院事業会計予算」の

以上 9 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（向峠茂人）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第 3 号から、議案第 11 号までの以上 9 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に

議案第 12 号から議案第 21 号までの 10 件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第 12 号「平成 29 年度 能登町一般会計補正予算」

議案第 13 号「平成 29 年度 能登町国民健康保険特別会計補正予算」

議案第 14 号「平成 29 年度 能登町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議案第 15 号「平成 29 年度 能登町介護保険特別会計補正予算」

議案第 16 号「平成 29 年度 能登町公共下水道事業特別会計補正予算」

議案第 17 号「平成 29 年度 能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第 18 号「平成 29 年度 能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第 19 号「平成 29 年度 能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算」

議案第 20 号「平成 29 年度 能登町水道事業会計補正予算」

議案第 21 号「平成 29 年度 能登町病院事業会計補正予算」の

以上 10 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（向峠茂人）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第 12 号から、議案第 21 号までの以上 10 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号から議案第 45 号までの 24 件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第 22 号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」

議案第 23 号「能登町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 24 号「能登町総合支所設置条例の制定について」

議案第 25 号「能登町消防団条例の一部を改正する条例について」

議案第 26 号「能登町附属機関に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 27 号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」

議案第 28 号「能登町体育施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 29 号「能登内浦のドブネ収蔵庫条例の制定について」

議案第 30 号「能登町真脇遺跡縄文館条例の一部を改正する条例について」

議案第 31 号「能登町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について」

議案第 32 号「能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 33 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第 34 号「能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第 35 号「能登町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第 36 号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議案第 37 号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」

議案第 38 号「能登町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第 39 号「能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」

議案第 40 号「能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 41 号「能登町農林水産物加工開発センター条例の一部を改正する条例について」

議案第 42 号「能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 43 号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 44 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

議案第 45 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

以上 24 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（向峠茂人）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第 22 号から、議案第 45 号までの以上 24 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号「公の施設の指定管理者の指定について（能登町農林産物総合センター）」

以上 1 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（向峠茂人）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第 46 号の以上 1 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第 47 号から議案第 49 号までの 3 件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第 47 号「町道路線の認定について」

議案第 48 号「町道路線の変更について」

議案第 49 号「請負契約の締結について（平成二十九年度 学校施設環境改善交付金事業能登町内浦第二体育館 防災対策工事（建築）」

以上 3 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（向峠茂人）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第４７号から、議案第４９号までの以上３件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４９、請願第３号（継続審査分）「柳田地区コミュニティーセンター」の建設に関する請願書」に対する委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、請願第３号（継続審査分）は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

休 憩

ここで暫く休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を５階委員会室で開催し、その後、全員協議会を開きますので議員、及び執行部関係者は、３階研修室に参集願います。

（午後２：２８）

再 開

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後３：００）

本日、町長から、議案第５０号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」及び議案第５１号「能登町教育委員会委員の任命について」の

以上二件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、議案第50号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第1、議案第51号「能登町教育委員会委員の任命について」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第50号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、及び追加日程第2、議案第51号「能登町教育委員会委員の任命について」の

以上2件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂 君

町長（持木一茂）

それでは、本日、追加提案させていただきました、議案2件につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第50号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、4月26日に任期満了を迎えられます、能登町字宇出津の「池(いけ)岸(ぎし)雅弘(まさひろ)」氏は、豊富な専門知識と経験をお持ちでありますので、再度、固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に議案第51号「能登町教育委員会委員の任命について」ですが、4月26日に任期満了を迎えられます、能登町字鶴川の「一(いち)谷(たに)美枝子(みえこ)」氏は人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見を有しておりますので、再度、教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、ご同意を賜われますようお願い申し上げます。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第50号から、議案第51号までの2件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、議案第50号から、議案第51号までの2件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議案第50号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

能登町字宇出津チ字二十番地二

池岸雅弘氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（向峠茂人）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

御着席ください。

次に、議案第51号「能登町教育委員会委員の任命について」

能登町字鶴川三十字八十六番地二

一谷美枝子氏の任命につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（向峠茂人）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

御着席ください。

休 憩

ここで暫く休憩いたします。

自席で待機願います。(午後３：０６)

再 開

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後３：０７)

本日、椿原安弘君ほか一名から、発議第１号「バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書」、及び発議第２号「所有者不明の土地利用を求める意見書」、議会運営委員長 小路政敏君から、発委第１号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、の３件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として、それぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、３件を日程に追加し、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第３、発議第１号「バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

８番 椿原 安弘 君

８番（椿原安弘）

ただ今、上程されました発議第１号の提案理由の説明を行います。

発議第１号、「バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書」の提出につきましては、新バリアフリー法施行から１０年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず、全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。こうした状況を踏まえ、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するための措置を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

1. 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
 2. 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。
 3. バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
 4. バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。
- 以上です。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（向峠茂人）

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（質疑なしの声）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（向峠茂人）

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（討論なしの声）

議長（向峠茂人）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

これから、発議第1号「バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）

はい、ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第1号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

追加日程第4、発議第2号「所有者不明の土地利用を求める意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番 椿原 安弘 君

8番（椿原安弘）

ただ今、上程されました発議第2号の提案理由の説明を行います。

発議第2号、「所有者不明の土地利用を求める意見書」の提出につきましては、

平成２８年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約２０％に上ることが明らかにされた。また、公共事業の推進等の様々な場面において、円滑な事業実施への障害となっている。

有益な所有者情報にアクセスできず探索が非効率であることや、地元精通者や近隣住民等への聞き取り調査など、現在では効果が得られる見込みが少なくなっている調査に労力を費やしている。また、手続きに時間を要する場合や、制度の適用対象とならず所有者不明土地を利用することができない場合も存在する。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築するため、早急に取り組むよう強く要請する。地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものがあります。

- １．所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
 - ２．土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
 - ３．合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
 - ４．所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
 - ５．収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。
- 以上です。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（向峠茂人）

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（質疑なしの声）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

討 論

議長（向峠茂人）

これから、討論を行います。
討論は、ありませんか。

（討論なしの声）

議長（向峠茂人）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

これから、発議第2号「所有者不明の土地利用を求める意見書」を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）

はい、ありがとうございました。
起立全員であります。

よって、発議第2号は、

原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第2号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

次に、追加日程第5、発委第1号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会

委員長 小路 政敏 君

議会運営委員長（小路政敏）

能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。
改正理由は、議案第２２号能登町組織条例の一部を改正する条例のうち第１条の平成３０年４月１日施行に係る部分によるものであります。２月２６日において開催の議運で審査いたしました内容はお手元に配付の改正案のとおり、能登町議会委員会条例第２条に規定されている「常任委員会の所管の一部を改正」するものでございます。
宜しくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（向峠茂人）

これから、質疑を行います。
質疑は、ありませんか。

（質疑なしの声）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

討 論

議長（向峠茂人）

これから、討論を行います。
討論は、ありませんか。

（討論なしの声）

議長（向峠茂人）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（向峠茂人）

これから、発委第 1 号、「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、発委第 1 号は、
原案のとおり可決されました。

休会決議

日程第 50、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第二条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第二条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、平成 30 年第二回能登町議会 3 月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木 一茂 君

町長（持木一茂）

平成 30 年第 2 回能登町議会 3 月定例会議を閉会されるに
当たり、一言ご挨拶申し上げます。

3 月 6 日より開会されました、この度の定例会議におきましては、平成 30 年度能登町一般会計予算をはじめ、多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なるご審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決、ご同意をいただきまし

たことを厚くお礼申し上げます。

ここに成立をみました平成 30 年度当初予算の速やかな執行によりまして、町政各般にわたり それぞれの施策を推進し、町政の一層の伸長と町民生活の向上、発展に寄与して参りたいと念願しているところです。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期したいと考えております。

さて、昨日の午後、金沢市役所で市職員の男女 4 人が男に刃物で襲われるという事件が発生しました。

幸い、被害にあわれた職員は、意識があり、命に別状はないとのことであります。

税の申告時期でもあり、多くの住民が出入りする行政庁舎内で、このような傷害事件が発生したことに驚き、そして強い憤りを感じます。

また、私たちの庁舎も、町民のみなさんが安心してご利用いただけるよう、安全対策を見直したいと思います。

次に、今月 5 日、能登町が交通死亡事故ゼロ 1400 日を達成いたしまして、石川県警察本部から感謝状をいただきました。

これも、交通安全の推進に関わる関係各位や町民の皆さまの様々な活動の賜物であると深く感謝いたします。

町では、平成 22 年に「反射材着用の町」を宣言し、町民の皆さまに着用を呼びかけて参りました結果、今では、薄暮時から夜間のウォーキングの際には、多くの方が反射材を着用されております。これもひとえに、町民の皆さまの交通安全に対する意識が高まってきた結果であると喜んでおります。

今後も、交通死亡事故ゼロ日数が、2000 日、3000 日と記録を更新できますよう関係機関と協力しながら、交通安全施策を推進して参りたいと考えております。

次に、皆さまもご承知かと思いますが、今月初旬、宮崎県と鹿児島県境にある霧島(きりしま)連山(れんざん)の新燃(しんもえ)岳(だけ)が噴火し、火山活動が活発化しているというニュースが連日放映されております。

姉妹都市の宮崎県小林市でも、風向きによっては、火山灰が降って来る状況にあるということで、来週、向峠議会議長と小林市を訪れ、被害状況を確認いたしますが、大きな被害にならないよう、切に願うばかりであります。

次に、能登町では、2 月 1 日から 4 月 30 日の 3 か月間、「小木港中型イカ釣り船団応援プロジェクト」と銘打って、イカ釣り漁師の支援に絞ったふるさと納税の募集を行っております。

これは、イカの水揚げ量で、日本の三大漁港に数えられる、当町、小木港のイ

カ釣り船団について、今季、好漁場「大和堆」での漁が、北朝鮮による違法操業に妨げられ、水揚げ量が激減したことを受けまして、町の基幹産業であるイカ漁を応援したいという思いから立ち上げたものです。

方法としましては、自治体が抱える具体的な課題について、共感していただける方々のご寄付により解決を図る、ガバメント・クラウド・ファンディングを活用し、インターネットのふるさと納税の申し込みサイト「ふるさとチョイス」上にコーナーを設けておりますので、町民の皆さまにも、能登町に生まれ故郷を持つ方々へのお声がけなど、お力添えを賜りますようお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

閉 議

議長（向峠茂人）

以上で、本日は散会いたします。

皆さんご苦労さまでした。

自席を離れられないよう、お願いします。

本年度をもちまして退職となる職員から、挨拶があり写真撮影終了後、再度、全員協議会を開催いたしますので、議員各位は、3階研修室にお集まり下さい。

（散会午後3時35分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

平成30年3月15日

能登町議会議長 向 峠 茂 人

会議録署名議員 田 端 雄 市

会議録署名議員 金 七 祐太郎